

四日市市配偶者等からの暴力(DV)防止 基本計画

平成25年3月

目 次

計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画策定の背景
 - (1) DV等に対する市民の意識 2
 - [1]「市民意識調査」の結果から 2
 - [2]外国人市民へのアンケート結果から 5
 - [3]被害者への聞き取り調査から 5
 - (2) 女性相談の現状 6
 - (3) 市民意識調査結果等から見えてきた課題 7

計画の概要

- 1 計画の基本的な考え方
 - (1) 計画の位置づけ 9
 - (2) 計画の期間 9
 - (3) 早期に重点的に取り組むべき事項 10
- 2 プランの体系 11

施策・事業の推進

- 基本目標 DVを許さない社会づくり 13
 - 重点課題 -1 市民意識の広がり【前期重点事項】 13
 - 重点課題 -2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】 15
- 基本目標 安心して相談できる体制づくり 16
 - 重点課題 -1 相談体制の充実 16
 - 重点課題 -2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実 17
 - 重点課題 -3 相談員の資質向上と相談員に対する支援【前期重点事項】 18
 - 重点課題 -4 苦情受付体制の周知・活用 18
- 基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策 19
 - 重点課題 -1 被害者の早期発見 【前期重点事項】 19
 - 重点課題 -2 緊急時における被害者の安全確保 20
 - 重点課題 -3 加害者対策 21
- 基本目標 被害者等の生活安定と自立支援 22
 - 重点課題 -1 生活安定と自立促進 22
 - 重点課題 -2 当事者の子どもに対する支援 23
 - 重点課題 -3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化 24
 - 重点課題 -4 長期に及ぶ継続的な支援 25

- 資料 配偶者等からの暴力(DV)に関する市民意識調査結果(参考データ) 26
- 資料 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」 43

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成7(1995)年には「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」を、平成14(2002)年には「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定し、さらに平成18年(2006)年4月には、市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現を目指すための「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。また、平成22(2010)年3月に改定した「男女共同参画プランよっかいち」に基づいて、市民協働による男女共同参画の推進に努めてきました。

これまでの取り組みによって、市民の意識改革は徐々に進んできてはいますが、まだ解決すべき課題は多くあります。中でも、女性に対する暴力など、性別に基づく人権侵害の実態も根深く存在しているのが現状です。

近年、本市の男女共同参画センターにおける相談のうち、配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)の問題を含むケースが多く見られます。本市においても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という)に基づいて、被害者を一時保護したり、加害者が当事者に対し接近できないよう司法・警察の力を借りて働きかけなければならない事案も発生しています。また、平成23(2011)年度に実施した「配偶者等からの暴力(DV)に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という)においても、夫婦・恋人などパートナーのあいだで暴力が行われており、その場に未成年の子どもが居合わせている事例も、多数あることが分かりました。

本市ではこれまで、「男女共同参画プランよっかいち」に基づきDV防止や被害者の保護及び自立支援に努めてきましたが、それらの取り組みの一層の充実を図るため本計画を策定するものです。

2 計画策定の背景

(1) DV等に対する市民の意識

本計画を策定するにあたって、平成23年度に「市民意識調査」等を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

(調査設計等)

[1]の「市民意識調査」は、本市の住民基本台帳登録者および外国人登録法に規定する永住者・特別永住者から20歳以上の市民の方々3,000人を無作為抽出。郵送調査。調査期間は平成24年2月1日～2月15日。有効回答者は1,088人(回収率36.3%)。[2]の外国人市民へのアンケートは、本市の関係機関で回答の協力が得られた18人に対して実施。[3]の被害者への聞き取り調査は、四日市市男女共同参画センターの相談室を利用されたDV被害者のうち協力が得られた11人に対して相談員による聞き取りを実施。

[1]「市民意識調査」の結果から

子育て・男女共同参画に関する考え方

しつけのために子どもを叩くことに同感する人は、52.2%(女性47.7%、男性57.9%)。 「男は仕事、女は家庭」という考えに同感する人は、37.9%(女性32.4%、男性45.0%)。社会全体で男性が優遇されていると感じる人は、65.2%(女性68.0%、男性61.6%)。特に、「社会通念・慣習・しきたり」、「政治の場」、「職場」などで男性が優遇されていると感じている人の割合が高い。

DVについての認識

【DV防止法の認知度】

DV防止法をある程度知っている人は、48.0%(女性47.2%、男性49.2%)。

【暴力についての認識】

なにを「暴力」だと思うかについては、身体的、精神的、性的、社会的、経済的な暴力すべてにおいて、女性の方がどのような行為でも暴力だと思う人の割合が高い。また、DV防止法を知っている人では、どのような行為も暴力だと考える人の割合が高い。

【相談窓口】

DVの相談窓口を知っている人は、27.9%(女性27.2%、男性28.8%)。相談窓口を知っている人のうち、認知度が高いのは、警察(73.4%)、県のDV相談支援センター(44.1%)、民生委員・児童委員(39.5%)、市の男女共同参画センター(30.3%)。相談窓口を知った経緯の上位は、新聞・テレビ・ラジオ(57.6%)、市の広報紙(53.0%)、公的施設でのチラシ・ポスター(20.7%)。

D V被害の状況

女性の49.3%、男性の34.2%が、何らかの暴力（身体的、精神的、性的、社会的、経済的）を受けた経験がある。また、何度も暴力を受けた経験があるのは、女性18.8%、男性8.2%。殴る、蹴る等の身体的暴力を受けた経験がある人は、女性15.2%（何度もあった3.8%）、男性7.3%（何度もあった2.1%）。

【被害経験のある人の実態（内訳）】

D V被害を初めて受けた時期は、結婚（同居）してから（61.6%）、交際中（15.9%）が上位。年齢は、20歳代（34.1%）、30歳代（29.1%）が上位。18歳未満も5.2%ある。

D V被害後、何らかの影響があった人は40.5%（女性46.8%、男性29.1%）。その内容は、「おどおどして相手の顔をうかがうようになった」（41.0%）、「会話ができなくなった」（33.5%）、「自分がしっかりしなければ、などと気持ちを奮い立たせるようになった」（31.9%）が上位。

D V被害後の別離の意思は、「相手と別れたい（別れよう）とは思わなかった」が35.3%、「相手と別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」が28.2%。しかし、女性は、「相手と別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」の方が割合が高い。特に育児中は50%。また、交際中の場合、「別れた」割合は比較的高くなるが、「相手と別れたい（別れよう）と思ったが、別れなかった」人が男女とも3割弱いる。別れたいと思ったが別れなかった理由は、男女とも「別れることは子どもにとってよくないから」が最多。女性の2位は「経済的に不安があったから」、男性の2位は「世間体を気にしたから」。

【被害経験のある人の相談（内訳）】

D V被害後の相談行動については、「どこ（だれ）にも相談しなかった」（59.1%）がトップ。女性は、「友人や知人」（20.1%）や「家族や親戚」（15.1%）に相談している人が比較的多い。市の男女共同参画センターを利用した人は、女性の1.0%だが、公共機関の中では一番多い。被害経験があるが相談しなかった人の理由としては、「相談するほどでもない」（56.6%）、「自も悪いところがあると思った」（42.7%）が上位。次いで、女性は、「自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思った」（25.8%）、男性は、「相談しても無駄だと思った」（20.9%）が上位。

【被害経験のある人に同伴する子ども（内訳）】

D V被害を受けた場に子どもがいたことがある人は25.9%。

そのうち、子どもも同様の被害を受けたことがある人は31.7%。子どもへの影響があったと思う人は45.8%。子どもへの影響の内容は、「親の顔をうかがうようになった」が最多。

DV加害の状況

女性の26.9%、男性の44.6%が、何らかの暴力（身体的、精神的、性的、社会的、経済的）を行った経験がある。

殴る、蹴る等の身体的暴力を行った経験のある人は、女性8.1%（何度もあった0.7%）、男性14.6%（何度もあった1.7%）

DV加害を初めて行った時期は、結婚（同居）してから（58.7%）、交際中（15.1%）が上位。年齢は、30歳代（32.3%）、20歳代（30.6%）が上位。18歳未満も2.6%ある。

「しつけのために子どもを叩く」ことに「同感する」人の37.6%、「同感しない」人の21.9%がDV加害を行った経験があり、「同感しない」人の方がDV加害を行う割合が低い。

「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」人の44.3%、「同感しない人」の32.7%がDV加害を行った経験があり、「同感する」人の方がDV加害を行う割合が高い。

DV被害の行為の種類、頻度が高い人は、加害行為も行っている割合が高く、複数の被害経験が何度もある女性の58.5%、男性の90.0%が加害者にもなっている。男性に比べ、女性は一方的に被害を受けている人が多い。

子どもの頃の経験

「親からどなられた」（女性62.7%、男性72.4%）、「親から殴られた」（女性32.6%、男性49.4%）などの経験がある人が多く、男性の方が率が高い。

「親が配偶者から殴られるのを見た」ことがある人は、女性で16.5%、男性で17.0%いる。子どもの頃に親から怒鳴られたり、殴られたり、親が殴られるのを見た経験のある人ほど、自分自身がDVの被害者・加害者となっている割合が高い。特に、親のDVを何度も見た男性の80.0%が、何らかの暴力の加害者となっている。

DV被害者への必要な支援

DV被害者に必要な支援として、「法律や制度などの専門的な窓口」、「地域の中で親身になって相談にのってくれる窓口」、「一時的に加害者から逃れる場所の提供」を挙げる人が多い。女性では、「心のケアのためのカウンセリング」も上位。

DV防止に関する考え方

DVを防止するために必要なこととして、「身近な相談窓口を増やす」（66.5%）、「学校で暴力防止のための教育を行う」（52.1%）、「家庭で子どもに暴力を防止するための教育を行う」（50.7%）、「加害者への罰則を強化する」（50.7%）を挙げる人が多い。

[2]外国人市民へのアンケート結果から

DV防止法をほとんど知らない人が、83.4%。

DVの相談窓口を知っている人は、38.9%。ほとんどが「警察」を相談窓口として認知しているが、警察以外の相談窓口は知らない。情報の入手ルートは、「国際交流センター等の外国人向けの公共機関」、「友人・知人から」が多い。

DV被害者への必要な支援は、「法律や制度などの専門的な相談窓口」、「同じ悩みを抱えた人たちとの会話(母国語)」、「被害者の心のケアのためのカウンセリング」、「通訳対応できる相談窓口」など。

[3]被害者への聞き取り調査から

一時避難後の生活再建で困ったこと

- (住宅) 公営住宅になかなか入れない。アパート入居の保証人がいない。
- (就労) パソコンなど就職に必要な技能が無い。就職活動の仕方が分からない。適切な仕事が無い。
- (経済) 当面生活するお金が無い。児童扶養手当など手当の支給要件に該当しない。
- (健康) 自分の体調や気持ちが回復しない。特に精神的不安が大きい。
- (子ども) 子どもの親権の問題。夫が子どもに接触してくる不安。子どもの問題行動。
- (裁判等) 裁判や調停に時間やエネルギー、お金が必要。夫が離婚に応じない。
- (加害者) 追跡や嫌がらせがある。子どもとの面会を要求してくる。
- (支援者) 公的機関や民間団体の支援者から心無い言葉をかけられる。
- (その他) 自立して生活するために必要な情報が得にくい。
相談できる人が周りにいない。新しい環境になじめない。

自立のために望まれる支援

- ・ 経済的な安定。
- ・ 母子ともに受けられる継続した心理的な支援。
- ・ 加害者に対する指導、啓発。
- ・ 同居する子どもに対する公的支援。(各種手当等受給要件の緩和)
- ・ 後々まで見守ってくれるところが欲しい。
- ・ 経験者の話を聞ける場が欲しい。

(2) 女性相談の現状

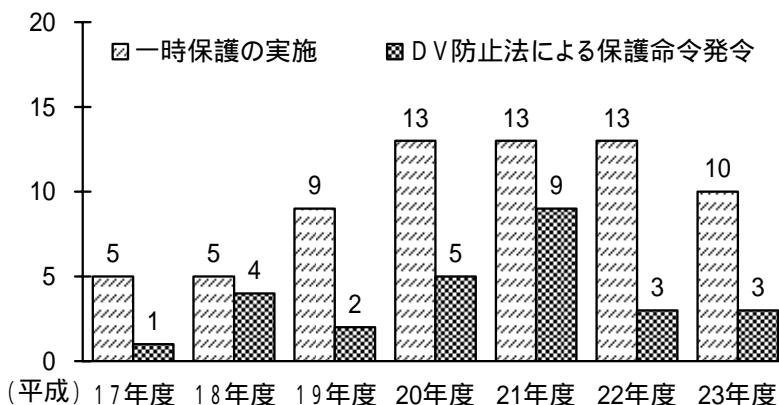
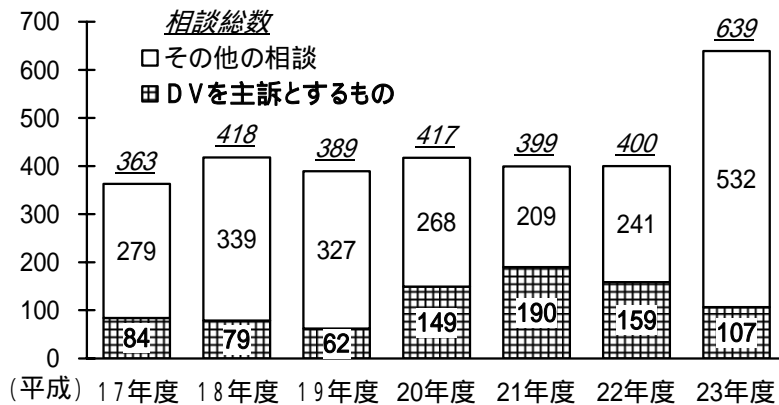
男女共同参画センターの女性相談の現状を、相談の実人数で見ると、全体として毎年度 400 人前後、平成 23 年度には 600 人を超える方からの相談があり、そのうちDVを主訴とするものは近年では 100 人を超えています。延べ件数では、平成 23 年度は 2,434 件の相談があり、うち 869 件がDVを主訴とする相談となっています。下記の統計では、相談に至る経緯・背景に暴力問題があるものの、その暴力が落ち着いている時期に相談に至った場合には「その他の相談」として集計しているものもあり、DV関連の相談は相当な数に及んでいます。

DV防止法による保護命令の発令件数は、毎年度数件あり、一時保護は 10 件前後で推移しています。

【男女共同参画センター 女性相談等の現状】

年度(平成)	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	(単位)	
相談総数	実人数	363	418	389	417	399	400	639	(人)
	延べ件数	1,547	1,405	1,537	1,796	2,146	1,957	2,434	(件)
うちDVを主訴とするもの	実人数	84	79	62	149	190	159	107	(人)
	延べ件数	257	236	350	522	1,328	1,121	869	(件)
一時保護の実施	5	5	9	13	13	13	10	(件)	
DV防止法による保護命令発令	1	4	2	5	9	3	3	(件)	

平成 22 年度までは相談員 2 名体制、平成 23 年度より 3 名体制



(3) 市民意識調査結果等から見えてきた課題

男女共同参画意識、暴力防止、DVについての啓発の充実

社会全般において、「男性の方が優遇されている又は、どちらかというと優遇されている」と感じている人は多く、社会の慣習、個人の意識や行動の中に、女性に対する差別や偏見がまだ存在しているといえます。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」人は、「同感しない」人に比べてDV加害を行う傾向がみられます。このことから、男女共同参画意識の更なる啓発が必要です。

しつけのために子どもを叩くことに同感しない人の方が、同感する人に比べてDV加害を行わない傾向がみられます。また、多くの市民が、DV防止のために必要なこととして「学校での暴力防止のための教育を行う」、「家庭で子どもに暴力を防止するための教育を行う」ことなどを挙げています。このことから、学校教育、家庭教育、社会教育の充実を図っていくことが大切です。

DV防止法を知っている人ほど、暴力に対する意識が高くなっています。また、自分が悪いと思って相談しない被害者が多くいる一方、DV被害者(女性)が相談したのは「友人や知人」「家族や親族」が多くなっています。DV防止法についての周知、DVとは何かについての周知が欠かせません。

DVの相談窓口の機能充実と周知

DV被害にあった場合の相談窓口として、警察の認知度は高いですが、市男女共同参画センターの認知度は相対的に低くなっています。特に、外国人にはほとんど知られていません。また、DV被害を受けたとき、誰にも相談しなかった人が多くいます。外国人・障害者等の情報を得にくい人達に留意しつつ、身近な相談窓口の周知を図っていく必要があります。

DVの相談に行くのは勇気がいることです。一人で悩まないように伝えながら、親身になってくれる相談窓口が必要です。

DV防止のために必要なこととして、多くの市民が、身近な相談窓口を増やすことを挙げています。また、夜間の相談窓口を増やすことや、支援者からの心無い言葉をなくしてほしいなどの声もあり、相談窓口の機能充実を図る必要があります。

DV被害者への支援

住宅、就労、経済的、本人・子どもの健康、子どもを取り巻く環境等、生活再建に当たって困っている課題は、多岐に渡っています。新しい生活環境になじめない、相談できる人がまわりにいない、必要な情報が入手しにくい等の悩みがあります。後々まで見守ってほしい、経験者の話を聞く場がほしいといった希望もあります。自立のためには、当面の生活支援と共に継続的な支援も必要です。

DV被害者への支援とともに、加害者対策も進めていく必要があります。DV防止のために必要なこととして、「加害者への罰則を強化する」ことを挙げる市民が多くいます。被害者も、追跡や嫌がらせに対して、「加害者に対する指導、啓発」を望んでいます。

子どもに対する支援

DVの現場に子どもがいたことがあるとする被害者は、少なくありません。さらに、子どもも直接暴力を受けているケースもあります。これらも児童虐待であることを周知し、関係機関とより連携を深め、子どもに対する支援を充実しなければなりません。

保護者（被害者）は、このような体験をした子どもに何らかの影響があったと考えています。また、親から暴力を受けたりDVを見た経験がある人ほど、自分自身がDVの被害者、加害者になっている傾向があります。暴力の連鎖を断ち切るための心理的な支援を充実する必要があります。

計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

この計画は、平成13年に施行された「DV防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画です。この計画では、本市における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な事項を掲げています。

国では「DV防止法」が既に施行されており、三重県でも「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」(最新の改正は平成23(2011)年3月)に基づき関連施策が推進されています。これらを踏まえつつ、必要な取り組みについては国・県の関係機関と連携し、実施していきます。

この計画は、「四日市市男女共同参画推進条例」で定める「男女共同参画に関する基本計画」である「男女共同参画プランよっかいち」同実施計画とともに施策の推進を図ります。また、他施策と連携した事業展開を図るため、四日市市総合計画をはじめ次世代育成支援行動計画等の市の諸計画とも整合を図って策定しました。

(2) 計画の期間

本計画は、四日市市総合計画(2011年度～2020年度)など他の計画との整合を図るため、平成25(2013)年度から平成32(2020)年度までの計画とします。本計画は、「男女共同参画プランよっかいち」と一体のものとして取り組むことで、より総合的な実践が期待できることから、平成26(2014)年度において両者を同時に見直すこととし、それまでの2か年を「前期」として、特に重要な課題に対して集中的に取り組む期間とします。

年度	配偶者等からの暴力(DV)防止基本計画	男女共同参画プランよっかいち	
平成22(2010)年度		現行計画	
23(2011)			
24(2012)			
25(2013)	前期	策定	
26(2014)			
27(2015)	後期	見直し	見直し(予定)
28(2016)			
29(2017)			
30(2018)			
31(2019)			
32(2020)			

(3) 早期に重点的に取り組むべき事項

「前期」において早期に重点的に取り組むべき課題として、男女共同参画意識、暴力防止、DVについての啓発の充実など、市民意識の広がりを進めていかなければなりません。とりわけ、若年層へのDV予防・人権教育が重要です。

DVの被害を受けていても相談に至っていない事例が多数あることから、被害者の早期発見のための施策を推進していく必要があります。また、相談時や相談後の対応をより向上していくために、相談員の資質向上と相談員に対する支援を充実することが大切です。

市民意識の広がり
若年層へのDV予防・人権教育
相談員の資質向上と相談員に対する支援
被害者の早期発見

2 プランの体系

本計画は、次のような基本目標・重点課題の体系により推進していきます。

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
DVを許さない社会づくり	1 市民意識の広がり 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * DV防止のための市民啓発 * 相談窓口の周知 * 男女共同参画の理念やジェンダー(注1)やDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成 * 情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上 * DVが子どもに与える影響についての理解促進
	2 若年層へのDV予防・人権教育 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * あらゆる暴力を許さない意識の啓発 * デートDV(注2)について正しい理解の普及 * 命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利と責任についての啓発 * 自尊感情を育てる教育の推進 * 青少年の健全育成を阻害する環境の改善 * 保育士・教職員等に対する研修の充実
安心して相談できる体制づくり	1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり * 相談体制の拡充 * 専門家による相談の充実 * ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化 * 健康相談・情報提供の充実
	2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> * 外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実 * 関係者への情報提供、連携強化 * NPOやボランティアの育成や支援
	3 相談員の資質向上と相談員に対する支援 【前期重点事項】	<ul style="list-style-type: none"> * 相談員に対する指導・助言の充実 * 庁内・外の組織的な連携体制の強化 * 研修の充実
	4 苦情受付体制の周知・活用	<ul style="list-style-type: none"> * 苦情相談窓口の周知 * 人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多角的な相談・苦情受付体制の周知

基本目標	重点課題	推進施策と主な関連事業
被害者等の保護 充実と加害者対 策	1 被害者の早期 発見 【前期重点事項】	* 関係者の研修と連携体制の充実 (医療関係者、警察、消防(救急)、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など)
	2 緊急時におけ る被害者の 安全確保	* 相談施設の安全管理 * 緊急時における一時避難場所の確保 * 被害者に対する心理的ケアの充実 * 関係機関との連携による迅速な支援(一時保護・施設入所など)
	3 加害者対策	* 保護命令申立ての円滑実施 * DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究(プログラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体の育成・支援など)
被害者等の生活 安定と自立支援	1 生活安定と 自立促進	* 生活の場の確保 * 就労支援の充実 * 心理的支援の充実 * その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供
	2 当事者の 子どもに 対する支援	* 保育・就学等の支援 * 継続的な心理的ケアの充実 * 養育についての継続的な支援
	3 情報提供・管 理の充実強化 と手続きの 一元化	* 被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり * 住民基本台帳等の閲覧制限 * 被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理
	4 長期に及ぶ 継続的な支援	* 継続的な支援の実施 * 庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化 * 関係機関、専門的支援団体との連携

(注1) ジェンダー：生物学的な性別(セックス)に対し、「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

社会通念や慣習の中で、その社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」のことで、それ自体に良い、悪いの価値をふくむものではない。

(注2)デートDV：交際相手から受ける暴力のこと。

施策・事業の推進

基本目標 DVを許さない社会づくり

【目標指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《基準値・実績値》	平成 26 (2014) 年度 《前期の目標値》	平成 32(2020) 年度 《目標値》
DV防止等女性の人権に関する事項の研修・広報回数	15 回	20 回	24 回以上 市民が、常に関連情報に触れられる状態

【参考指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《実績値》
DV相談窓口について「知っている」人の割合	27.9 %
DV防止法について「法律の内容までよく知っている」「名前を聞いたことがあり、ある程度知っている」人の割合	48.0 %

印 平成 23 年度「配偶者等からの暴力（DV）に関する市民意識調査」

重点課題 - 1 市民意識の広がり【前期重点事項】

本市が平成 23 年度に実施した「市民意識調査」によると、家庭で男女の地位が平等と感じている人の割合は 28.3%にとどまり、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と感じている人の合計の割合は 55.8%に及んでいます。また、「男性は仕事、女性は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に肯定的（「同感する」「どちらかといえば同感する」の合計）な男性の割合は、45.0%となっています。

このような考え方は、時として女性に対する暴力となったり、女性を劣位とみる表現に結びつきかねません。人権尊重の観点からも、性別に起因する差別・偏見やDVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会づくりに向け、関連するあらゆる機会をとらえて、世代・男女を問わず、DVについて、またジェンダーの視点や男女共同参画について分かりやすく伝えていきます。

また、「市民意識調査」によると、配偶者等から暴力的行為を受けた経験のある人のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」人が過半数に及んでおり、各種の公的機関への相談に結びついていないのが現状です。その理由としては、「相談するほどではない」とか「自分も悪いところがある」「自分さえがまんすれば」「相談してもむだ」といったことが挙げられています。相談した人のなかでは、「友人や知人」「家族や親戚」への相談が多くなっています。

一方、本市の男女共同参画センターにおける相談実績では、本人が来所・電話などして相談に至ったケースと、他の関係機関から紹介されたケースが目立ちます。被害者本人だけでなく、友人や知人、家族や親戚といった身近な人をはじめ、社会全体が世代を問わず、これまで受けてきた暴力的行為がDVであることに気づくことができるよう、DVについての啓発と、専門的な相談機関についての情報提供に努めます。

以下の「担当部署」については、平成25年4月1日現在の担当部署を記載しています。

推進施策	実施事業	担当部署
DV防止のための市民啓発	DV防止講演会の実施 出前講座の実施 啓発パンフレットの作成、配布	男女共同参画課
相談窓口の周知	市広報、ホームページ、情報誌はもりあ等での広報 パンフレット、相談機関カードの作成、配布 相談機関一覧、福祉のてびき、母子健康手帳別冊等への掲載	男女共同参画課 関係各課
男女共同参画の理念やジェンダーやDVについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	出前講座の実施 地区市民センター講座の実施 市民グループ（団体）との協働による講座の実施 講演会、学習会などの実施	男女共同参画課 地区市民センター
情報を主体的に読み解き、活用する能力の向上	講座の実施	男女共同参画課
DVが子どもに与える影響についての理解促進	出前講座の実施 啓発パンフレット等の作成、配布 家庭教育講座等保護者向け講座の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課 保育幼稚園課 こども未来課 指導課 人権・同和教育課

重点課題 - 2 若年層へのDV予防・人権教育【前期重点事項】

「市民意識調査」によると、子どもの頃に「親からどなられた」「親から殴られたり、蹴られたりした」あるいは「親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た」などの経験のある市民が少なくありません。また、子どもの頃にこうした経験があった人では、配偶者等から暴力的行為を受けた経験のある人が目立つとともに、配偶者等に対し暴力的行為を行った経験のある人も目立ちます。

次の世代へのDVをはじめとするあらゆる暴力の連鎖を断ち切るために、若年層に対する教育・支援は極めて重要な役割をもっています。

保育園・幼稚園（認定こども園を含む）から高等教育機関まで、子どもにかかわるすべての場面で、発達・学習の段階にあわせた内容で、男女共同参画の理念やジェンダーについて学ぶとともに、あらゆる暴力を許さない意識の啓発を行っていきます。また、自分自身を大切に思う気持ち（自尊感情）を育むと同時に、命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関して、主体的に考え、選択し、自己決定する権利と責任について学ぶことができる機会を拡大していきます。

推進施策	実施事業	担当部署
あらゆる暴力を許さない意識の啓発	保育・教育機関への人権・ジェンダーに敏感な視点を養うための出前講座の実施	男女共同参画課 人権センター
デートDVについて正しい理解の普及	中学・高校・大学等でのデートDV防止講座の実施 デートDV防止パンフレット等の作成、配布	男女共同参画課 指導課 人権・同和教育課
命の尊厳と妊娠・出産・避妊に関する権利・責任についての啓発	子どもの発達段階に応じた性教育の実施 パンフレット等の作成、配布 性に関する相談の実施	指導課 教育支援課 こども保健福祉課 こども未来課 男女共同参画課
自尊感情を育てる教育の推進	保育園・幼稚園における保育・教育や小・中学校における道徳教育の中での取り組みの推進	保育幼稚園課 指導課 人権・同和教育課 教育支援課
青少年の健全育成を阻害する環境の改善	啓発パンフレット等の配布 出前講座の開催	こども未来課
保育士・教職員等に対する研修の充実	保育士・教職員等の保育・教育関係者、人権擁護委員、NPO等への研修の実施	保育幼稚園課 教育支援課 人権・同和教育課 男女共同参画課

基本目標 安心して相談できる体制づくり

【目標指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《基準値・実績値》	平成 26 (2014) 年度 《前期の目標値》	平成 32(2020) 年度 《目標値》
婦人相談員の外部研修 派遣回数	31 回	36 回	36 回

【参考指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《実績値》
男女共同参画センターにおける相談延べ件数	2,434 件
うち、DVに係る相談延べ件数	869 件

重点課題 - 1 相談体制の充実

本市の男女共同参画センターにおける女性相談は、平成 21 年度以降、全体的な相談延べ件数が 2,000 件前後で推移しています。そのうち、DVに関する相談延べ件数は 1,000 件前後で約半数ですが、調査結果で公的機関への相談経験のある人が少ないことを踏まえると、顕在化していないDVがまだ多く存在していると考えられます。

相談を通じて、必要な支援施策を情報提供することで解決につながる事案もあれば、支援を受けるための手続きや専門家による相談など次の支援への円滑な移行を促したり、同行支援や警察等による保護を迅速に行う必要のある重篤な事案もあります。また、平成 23 年度に試行実施した男性向け相談では、DVを行ってしまう夫からの相談もあり、加害者への働きかけも含めたあらゆる相談ケースに、いつでも適切に対応できる体制づくりが必要です。このため、県の配偶者暴力相談支援センターとの役割分担を明確にしつつ相談体制の充実と機能の強化を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
早い段階で気軽に相談を受けられるような広報の工夫や相談窓口づくり	市の広報媒体での情報提供の他、民間のメディアの活用を進める 相談カードの女性用トイレ等への設置の拡大	男女共同参画課 人権センター

推進施策	実施事業	担当部署
相談体制の拡充	女性相談員による相談の充実 相談対応時間の拡充 男性向け相談の実施	男女共同参画課
専門家による相談の充実	弁護士による法律相談の実施 臨床心理士による相談の実施 精神科医師等による精神保健相談の実施	男女共同参画課 保健予防課
ネットワーク会議への参画等、関係機関との連携の強化	県内のDV相談担当部署、施設との連携 四日市地域DV防止会議への参加 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実	男女共同参画課 こども保健福祉課 人権センター
健康相談・情報提供の充実	成人健康相談 更年期講座等の実施	健康づくり課 男女共同参画課

重点課題 - 2 外国人等情報が届きにくい人への相談体制の充実

DV被害者が外国人や障害者、高齢者等の場合、行政の支援策等の情報が届きにくかったり、言葉等コミュニケーションの問題から、十分に意思が伝わらずに適切な相談や支援が受けられないことが考えられます。外国人、障害者等の必要な情報が届きにくい方々については公的機関のあいだでコミュニケーション上の障壁をなくして情報収集・相談等ができるよう、通訳(外国語・日本語間の通訳、手話通訳など)や翻訳資料(外国語・日本語間の通訳、点訳・音訳など)などの体制の整備を進めます。

また、外国人、障害者、高齢者等に対し、身近な立場で支援活動を行っている諸団体・関係者への情報提供、連携強化を進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
外国人、障害者、高齢者等への情報提供、相談体制の充実	外国語版のDV防止パンフ、相談機関一覧等の作成、配布 相談時の外国語通訳、手話通訳・要約筆記者の派遣	男女共同参画課 文化国際課 障害福祉課 介護・高齢福祉課
関係者への情報提供、連携強化	関係職員に対する研修の実施 国際交流センター、国際共生サロン、介護事業者、障害福祉サービス事業者等へのDV及び相談窓口についての研修の実施	男女共同参画課 文化国際課 障害福祉課 介護・高齢福祉課
NPOやボランティアの育成や支援	補助金の交付等市民活動への支援	市民生活課

重点課題 - 3 相談員の資質向上と相談員に対する支援【前期重点事項】

DVに関する相談や支援に携わる相談員は、被害者に寄り添う一方で、深刻な課題に継続的な緊張のなかで対処しています。また、単に暴力があったというだけでなく、様々な社会的背景が密接に絡んだ問題であるため、自らの行う相談援助が適切なものであるかどうか常に意識しながら取り組んでいます。

相談員自身の資質向上はもちろんですが、相談員自身がひとりで問題を抱え込み、組織内や関係機関とのあいだで孤立してしまったり疲弊してしまうことがないように、組織として相談員を支援できる体制を強化します。

推進施策	実施事業	担当部署
相談員に対する指導・助言の充実	熟練した指導者による相談員に対する指導、助言の実施	男女共同参画課
庁内・外の組織的な連携体制の強化	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 人権にかかる相談ネットワーク連絡会の充実 相談内容に沿った連携マニュアルの作成 県婦人相談連絡協議会への参画	こども保健福祉課 男女共同参画課 人権センター
研修の充実	相談員の外部研修派遣 各ネットワーク会議での研修の実施	男女共同参画課 こども保健福祉課 人権センター

重点課題 - 4 苦情受付体制の周知・活用

DV被害者に対する支援は、被害者自身の意思を尊重し、その気持ちに寄り添いながら必要な支援が行われるよう努めていますが、二次被害や想定外の事態が起こらないとは限りません。

市民、とりわけ当事者に、男女共同参画センターへ苦情を申し出ることができることの周知を図ります。

また、当事者などから苦情の申出がなされた場合には、一定のルールに沿って適切かつ迅速に対応し、業務の改善に反映するとともに当事者などへの説明責任を果たしていきます。

推進施策	実施事業	担当部署
苦情相談窓口の周知	市広報、情報紙はもりあ、ホームページ等での広報の実施	男女共同参画課
人権相談や国・県の相談窓口等の周知による、多元的な相談・苦情受付体制の周知	国・県・市、及び民間の相談機関等人権に関わる相談機関の一覧の作成及び周知	男女共同参画課 人権センター

基本目標 被害者等の保護充実と加害者対策

【目標指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《基準値・実績値》	平成 26 (2014) 年度 《前期の目標値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
関係者へのDV被害者 対応についての研修実 施回数	3 回	6 回	10 回

【参考指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《実績値》
一時保護した件数 (人数)	10 件 (17 人)
DV防止法による保護命令の発令件数	3 件

重点課題 - 1 被害者の早期発見【前期重点事項】

DVは、家庭内など閉鎖的な空間で行われることが多く、外部から発見することが困難です。また、被害者は加害者からの報復を恐れて、相談機関へ相談することを躊躇することもあります。事態の深刻化を防ぐためには、DV被害者を早期発見することがたいへん重要です。

医療関係者や民生委員・児童委員などの方々は、日常の業務や活動の中でDV被害者を発見できる可能性が高いと考えられ、これらの方々には男女共同参画センターへ情報提供することや、DV被害者へ相談を勧めることが求められます。

このことから、DV被害者を発見しやすい立場にいる人に、DVに関する情報提供や相談窓口の周知等を図ります。

また、日常業務の中で、DVの兆候に気づくことができ、実務に即して具体的な行動を起こしやすい仕組みづくりを進めます。

推進施策	実施事業	担当部署
関係者の研修と連携体制の充実（医療関係者、警察、消防（救急）、民生委員・児童委員等の地域住民、児童相談窓口、介護事業者、障害福祉サービス事業者、病院や保健所等の保健関係者、保育園・幼稚園・学校等の保育・教育関係者など）	関係者へのDV被害者対応についての情報提供、研修の実施 子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の充実 日常的な見守りによるDV被害の早期発見や情報の共有化	男女共同参画課 こども保健福祉課 保育幼稚園課 こども未来課 健康福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課 指導課 教育支援課 人権・同和教育課 消防本部

重点課題 - 2 緊急時における被害者の安全確保

DVによって緊急の安全確保・一時保護等を必要とするケースが、近年、一定数発生し続けています。平成23年度において、男女共同参画センターが一時保護を行ったのは、10件17人となっています。危険が急迫しているケース、相談時には暴力的行為の心配がなくてもDVが常態となっているケース、さらには子どもが身体的・心理的な暴力の対象となっているケース（児童虐待）もあります。

警察や県女性相談所、児童相談所、福祉事務所などと連携し、被害者本人や子どもなど当事者の当面の安全を確保できる体制を強化します。また、迅速に安全を確保するため、市内の社会資源を活用し緊急時に一時避難できる体制を整えます。

推進施策	実施事業	担当部署
相談施設の安全管理	加害者が来館した場合の対応マニュアルの作成 警察との連携強化 職員体制の充実	男女共同参画課
緊急時における一時避難場所の確保	緊急避難支援事業による一時避難所の提供	男女共同参画課
被害者に対する心理的ケアの充実	臨床心理士相談の実施	男女共同参画課
関係機関との連携による迅速な支援（一時保護・施設入所など）	県内関連施設（児童、高齢者、障害者のための施設を含む）及び市福祉事務所・保健所との連携による一時避難施設への入所	男女共同参画課 こども保健福祉課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保護課 保健予防課

重点課題 - 3 加害者対策

DVの加害者に対し、その行動に一定の制限を加えなければならない事案も、近年、一定数発生し続けています。平成23年度において、男女共同参画センターが支援したDV防止法に基づく保護命令の発令件数は、3件となっています。また、市民全体に対する調査結果によれば、DV防止のために「加害者への罰則を強化する」「暴力を振るったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う」べきとの意見が多くあります。

加害者に対する直接的な措置（保護命令制度）は、現行法のもとでは警察、司法のちからを用いて行われます。そのため、被害者の安全確保・自立支援に携わる関係部署・機関・団体は迅速な支援に向けた一層の連携や情報管理が求められます。

現在、加害者の更生に向けたプログラムに関する研究は、まだ開発途上にありますが、効果的な対策を本市でも実践できるよう、情報の収集及び国、県等関係機関への働きかけを行うと共に、実施団体等の育成・支援に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
保護命令申立ての円滑実施	警察及び裁判所との連携強化 同行支援、代理申請等の実施	男女共同参画課
DVの状況に応じた加害者向けプログラムの研究（プログラム開発・研修への要望、情報収集、NPO等実施団体の育成・支援など）	国・県等の情報収集とプログラム開発への要望 NPO等民間団体の実施状況の情報収集と市民への情報提供	男女共同参画課

基本目標 被害者等の生活安定と自立支援

【目標指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《基準値・実績値》	平成 26 (2014) 年度 《前期の目標値》	平成 32 (2020) 年度 《目標値》
DV相談者のうち継続 相談者の割合	69%	70%	75%

【参考指標】

項目	平成 23 (2011) 年度 《実績値》
DV被害者のうち住民基本台帳等の閲覧制限を申請した人数	70人(118人) 12月1日現在

()内はDV被害者の子どもなど同伴する者で閲覧制限を申請した人数

重点課題 - 1 生活安定と自立促進

「市民意識調査」によると、DVを受けた経験のある人のうち、暴力的行為を受けた後に、相手（配偶者）と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人は、少なくともありません。その理由として、「子どもによくない」「経済的に不安」など、配偶者と別れて自立生活を始めることへの不安が挙げられています。

DVから避難した後の被害者の生活支援にあたっては、不安と向き合いつつも自信をもって安定的に暮らせるよう、全面的なサポートが必要です。DV被害者が安心して生活できる住宅の確保から、就業に向けた支援、各種手当、医療保険、年金をはじめとする現在及び将来の生計の支えとなる各種の経済的支援策の活用等、より利用しやすい制度の整備に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
生活の場の確保	施設入所支援 加害者から身を守るため、他管内への避難支援 民間アパートへ入居支援 DV被害者の市営住宅への優先入居 母子家庭・父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優先抽選	男女共同参画課 こども保健福祉課 介護・高齢福祉課 障害福祉課 保護課 市営住宅課

推進施策	実施事業	担当部署
就労支援の充実	ハローワーク等との連携強化と就職支援 母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座	商業勤労課 男女共同参画課 こども保健福祉課 保護課
心理的支援の充実	相談員による継続的な支援の実施 臨床心理士相談の実施 心理的支援を実施するNPO及び自助グループに対する支援	男女共同参画課 こども保健福祉課
その他、自立生活に向けた必要な情報の収集と提供	ひとり親・寡婦家庭のしおりの作成、配布（児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成、母子寡婦福祉資金等） 福祉、医療、教育、経済等自立生活に必要な情報を収集し、ホームページ等を活用し分かりやすく提供する	こども保健福祉課 保護課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市営住宅課 教育総務課 男女共同参画課

重点課題 - 2 当事者の子どもに対する支援

「市民意識調査」によると、DVを受けた経験のある人のうち約4分の1が、その際に18歳未満の子どもがその場にいたと回答しています。

その子が同じような行為を受けていたり、親（DVの被害者と加害者）の「顔をうかがうようになった」「暴力を振るう親をこわがるようになった」ほか、「イライラして落ち着きがなくなった」「暴力を振るい続ける（振るわれ続ける）親を憎むようになった」などの心理的な課題も多く発生しています。

子どもを同伴する被害者の自立を図るうえでも重要な課題である子どもの保育・就学等が、安心して行われるよう福祉、教育等関係機関との連携を強化します。また、児童相談所や福祉・保健関係所属、保育園・学校等と連携して、子どもに対する心理的ケアの充実を図ると共に、子どもの養育環境について継続的に見守り、必要に応じた支援を行います。

推進施策	実施事業	担当部署
保育・就学等の支援	DV避難による転園、転校時の手続き支援	こども保健福祉課 保育幼稚園課 指導課 学校教育課

推進施策	実施事業	担当部署
継続的な心理的ケアの充実	保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯） 児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における情報の共有化 学校カウンセラー等専門家による継続的なカウンセリングの実施	こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課 指導課 教育支援課
養育についての継続的な支援	保健師等による自宅訪問の実施（乳幼児のいる世帯） 児童相談所、こども保健福祉課、保護課、保育園、幼稚園、学校、民生委員・児童委員などの地域関係者等における子どもの状況把握と情報の共有化 必要に応じた子どもの保護（入所措置）の実施	こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課 指導課 教育支援課

重点課題 - 3 情報提供・管理の充実強化と手続きの一元化

被害者の安全確保から生活安定と自立までのプロセスでは、多数の関係部署・機関・団体の支援を要します。これらの連携を図る際には、被害者に関する情報をやりとりする必要があります。これらの情報が適切に取り扱われ、多数の手続きを円滑に行うことができるような体制づくりに努めます。

また、加害者が被害者の所在を追及する可能性もあり、すでに実施している住民基本台帳等の閲覧制限だけでなく、被害者および同伴する子どもの安全確保のための情報管理を適正に行う仕組みの整備に努めます。

推進施策	実施事業	担当部署
被害者の負担を軽減し、迅速に手続きできる体制づくり	情報共有シートの活用（シートの見直しを含む） 手続きの一元化のための連携強化	男女共同参画課 こども保健福祉課 保育幼稚園課 保護課 障害福祉課 介護・高齢福祉課 保険年金課 市民課 学校教育課 指導課 市営住宅課 市民税課

推進施策	実施事業	担当部署
住民基本台帳等の閲覧制限	住民基本台帳等の閲覧制限の実施 手続きの同行支援の実施	市民課 男女共同参画課
被害者及び同伴する子どもに関する適切な情報管理	保育園・幼稚園及び学校におけるDV被害者等に関する対応マニュアルの作成	保育幼稚園課 指導課 学校教育課 男女共同参画課

重点課題 - 4 長期に及ぶ継続的な支援

本計画に掲げる取り組みを進める際に、特に重要な課題は、被害者やその子どもに対する途切れのない迅速な支援が当事者の意思を踏まえて行われ、かつ、(加害者の更生が図られることが本来は求められますが、それが難しいならば)加害者と距離を置いたかたちで行われていくことです。また、被害女性の聞き取り調査からは、避難後もトラウマを抱えたり、新しい環境への不安も大きくあつたりすることから、特に精神的なサポートを望む声が多く聞かれました。被害者が心身ともに安定した自立生活が送れるよう、特に精神的なサポートが継続的に実施できるような体制づくりに努めます。

そのため、拠点施設となる男女共同参画センターの機能強化を図りつつ、庁内関係部署の組織的な体制を確保し、国・県の関係機関や、市民・事業者・NPO等との連携を図ります。

推進施策	実施事業	担当部署
継続的な支援の実施	女性相談機能の強化(相談対応時間の拡大、専門相談の拡充、被害者支援のための講座等の開催)	男女共同参画課
庁内の職務関係者に対する研修と連携の強化	長期に及ぶ継続的な支援の必要性についての研修、啓発 各ネットワーク会議による連携の強化	男女共同参画課 職員研修所 人権センター こども保健福祉課
関係機関、専門的支援団体との連携	子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議における連携強化 NPO等被害者支援団体との情報交換、連携	男女共同参画課

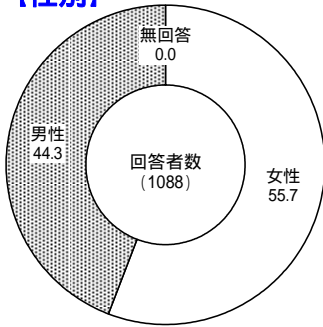
資料

配偶者等からの暴力(DV)に関する市民意識調査結果(参考データ)

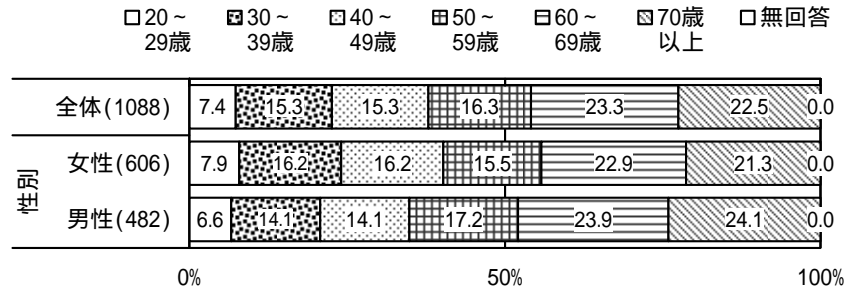
(平成24年2月1日~2月15日実施、有効回答者数1,088人)

回答者の属性

【性別】



【年齢構成】



市民の意識

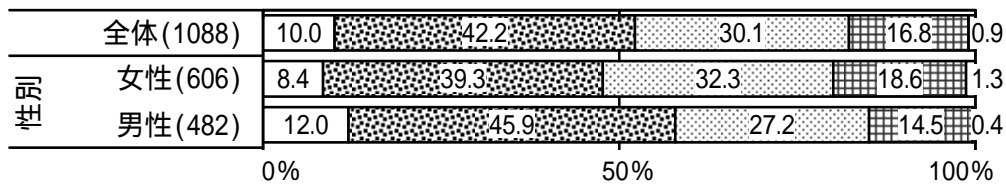
「問」の記載が無い項目のデータは、クロス集計を行ったもの

子育て・男女共同参画に関する考え方

【子育てと「たたくこと」への考え方】

問 「しつけや教育のために、子どもをたたくことはやむをえない」という考え方について、あなたはどのように思いますか。

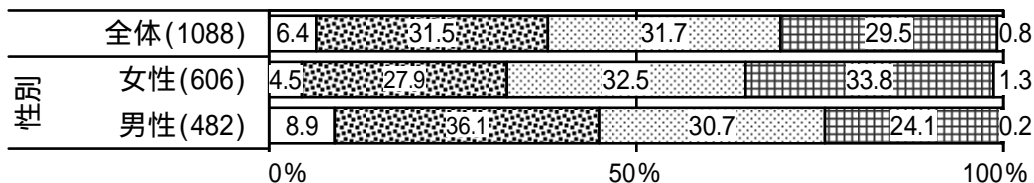
□同感する □どちらかといえば同感する □どちらかといえば同感しない □同感しない □無回答



【「男は仕事、女は家庭」についての考え方】

問 「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか。

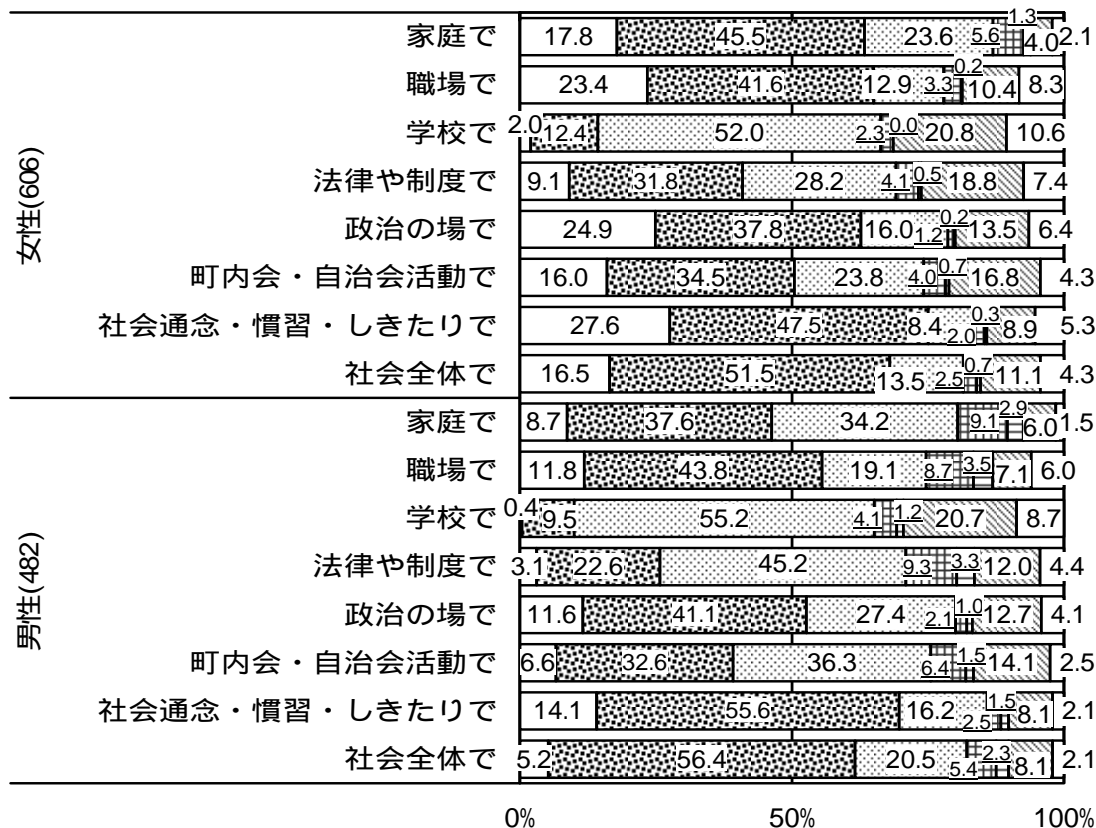
□同感する □どちらかといえば同感する □どちらかといえば同感しない □同感しない □無回答



【男女の地位の平等感】

問 あなたは次の各項目の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

- 男性の方が優遇されている
 どちらかといえば男性の方が優遇されている
 平等になっている
 どちらかといえば女性の方が優遇されている
 女性の方が優遇されている
 分からない
 無回答

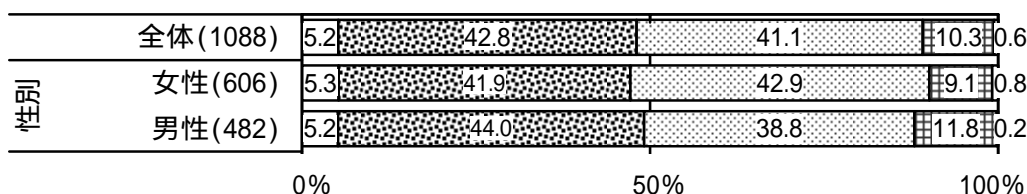


DVについての認識

【DV防止法の認知】

問 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を知っていますか。

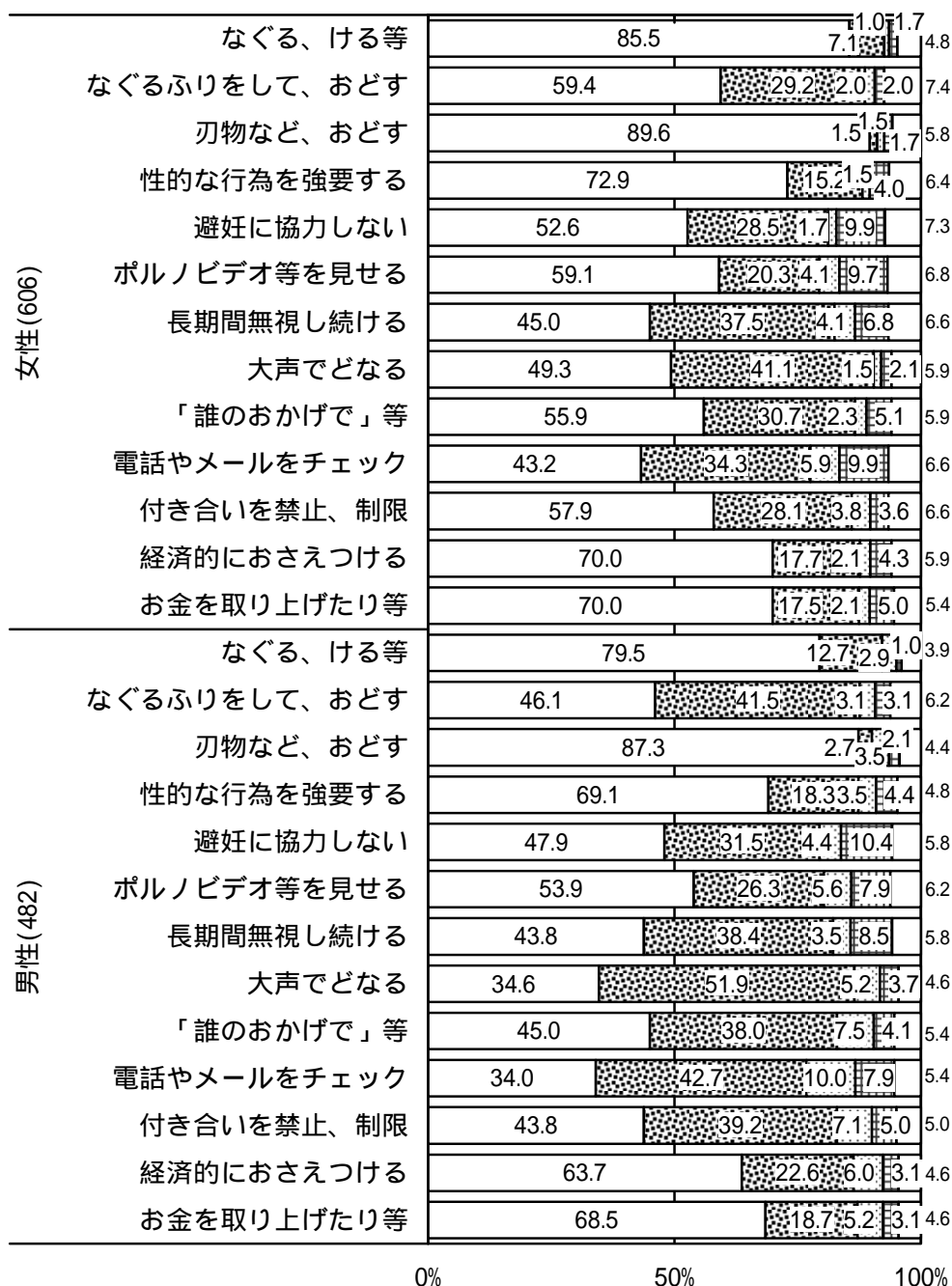
- 法律の内容までよく知っている
 名前を聞いたことがあり、ある程度知っている
 名前を聞いたことがあるが、内容までは知らない
 ほとんど知らない
 無回答



【暴力についての認識】

問 あなたは、次のようなことを配偶者やパートナー、恋人から受けた場合、それを「暴力」だと思いますか。

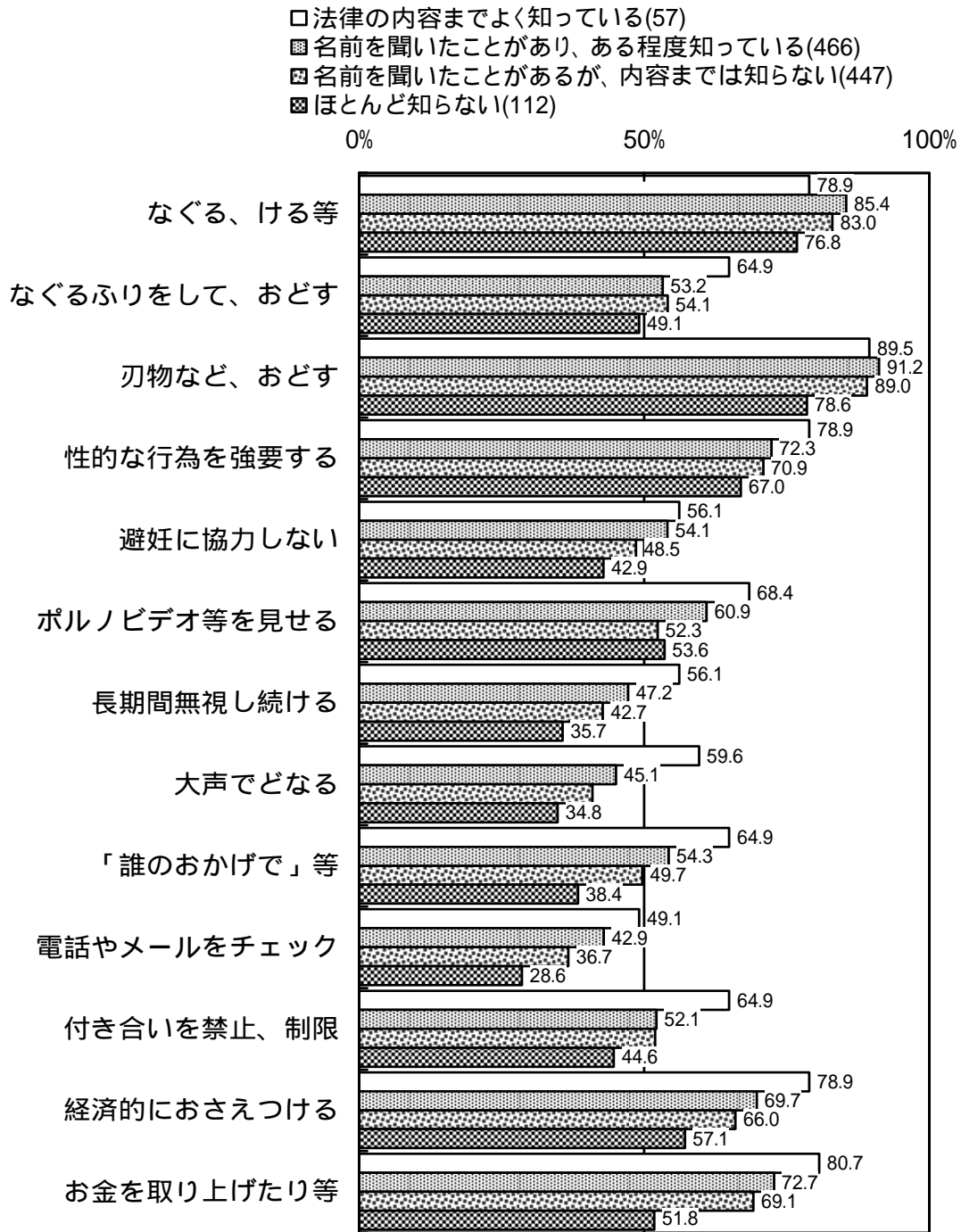
□どんな場合でも そう思う □場合によって 違う □どんな場合でも そう思わない □分からない □無回答



【調査票で用いた設問・選択肢の文】

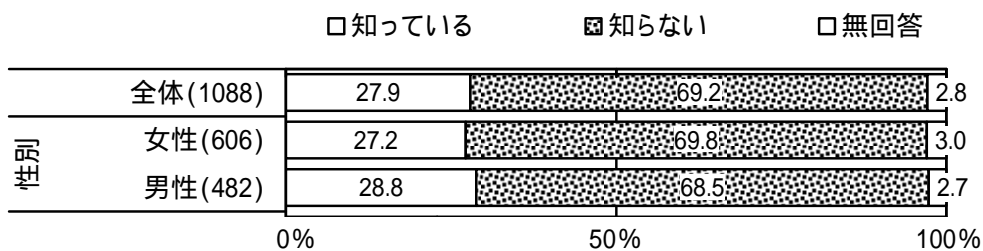
- なぐったり、けったり、引きずりまわしたりする
- なぐるふりをして、おどす
- 刃物などを突きつけて、おどす
- 嫌がっているのに性的な行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 何を言っても長期間無視し続ける
- 大声でどなる
- 「誰のおかげで生活できるんだ」とか、「かいしょうなし」と言う
- 電話やメールを細かくチェックする
- 親族や友人との付き合いを禁止したり、外出を制限する
- 生活費を渡さないなど、経済的におさえつける
- お金を取り上げたり、預貯金を勝手におろす

【DV防止法の認知の程度別に見た、暴力についての認識】



【相談窓口の認知】

問 あなたは、配偶者やパートナー、恋人からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。



【知っている相談窓口（相談窓口を知っている人のみ）】

問 相談窓口を知っていると回答された方にお聞きします。あなたが知っている相談窓口はどこですか。（あてはまるもの全て）

		警察	県DV相談支援C	県参画C	市参画C	他の公的機関	医療関係者	学校関係者	民生・児童委員	人権擁護委員	その他	無回答
全体(304)		73.4	44.1	22.0	30.3	6.6	12.5	9.2	39.5	28.6	2.6	1.0
女性	回答者全体(165)	65.5	47.9	23.0	29.1	6.7	12.7	7.3	37.0	21.8	2.4	1.2
	うち被害者(80)	61.3	46.3	23.8	30.0	6.3	12.5	7.5	35.0	18.8	2.5	1.3
男性	回答者全体(139)	82.7	39.6	20.9	31.7	6.5	12.2	11.5	42.4	36.7	2.9	0.7
	うち被害者(43)	81.4	34.9	18.6	46.5	4.7	7.0	4.7	39.5	39.5	4.7	2.3

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

【調査票で用いた設問・選択肢の文】

「県DV相談支援C」 三重県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）

「県参画C」 三重県男女共同参画センター

「市参画C」 四日市市男女共同参画センター

「他の公的機関」 その他の公的な機関（具体的に ）

「医療関係者」 医療関係者（医師・看護師など）

「学校関係者」 学校関係者（教員・養護教員・スクールカウンセラーなど）

「相談しなかった」 どこ（だれ）にも相談しなかった

（上記にないものは原文どおり）

【相談窓口を知った経緯（相談窓口を知っている人のみ）】

問 相談窓口を知っていると回答された方にお聞きします。あなたは相談窓口についてどのように知りましたか。（あてはまるもの全て）

		マスメディア	市の広報紙	市ホームページ	公的施設チラシ等	民間施設チラシ等	学校・職場の人	友人・知人から	その他	無回答
全体(304)		57.6	53.0	7.2	20.7	5.3	9.9	12.5	7.2	3.0
女性	回答者全体(165)	50.3	54.5	6.1	23.0	3.6	10.9	12.1	6.1	2.4
	うち被害者(80)	48.8	55.0	6.3	25.0	3.8	8.8	12.5	7.5	3.8
男性	回答者全体(139)	66.2	51.1	8.6	18.0	7.2	8.6	12.9	8.6	3.6
	うち被害者(43)	65.1	46.5	4.7	16.3	4.7	14.0	11.6	9.3	2.3

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

【調査票で用いた設問・選択肢の文】

「マスメディア」 新聞・テレビ・ラジオ

「市ホームページ」 市のホームページ

「公的施設チラシ等」 公的な施設でのチラシ・パンフレット・ポスター

「民間施設チラシ等」 民間の施設でのチラシ・パンフレット・ポスター

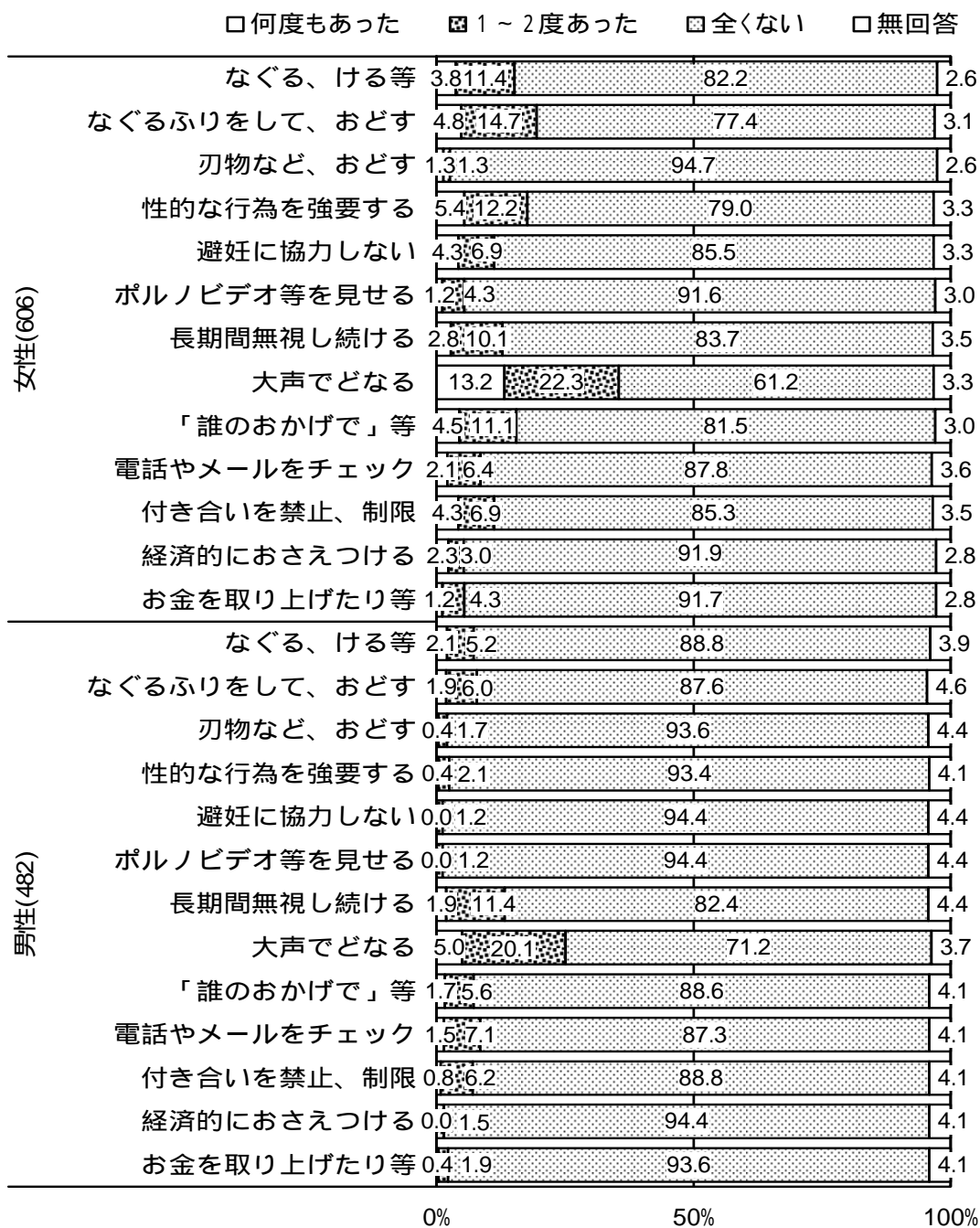
「学校・職場の人」 学校・職場の人から

（上記にないものは原文どおり）

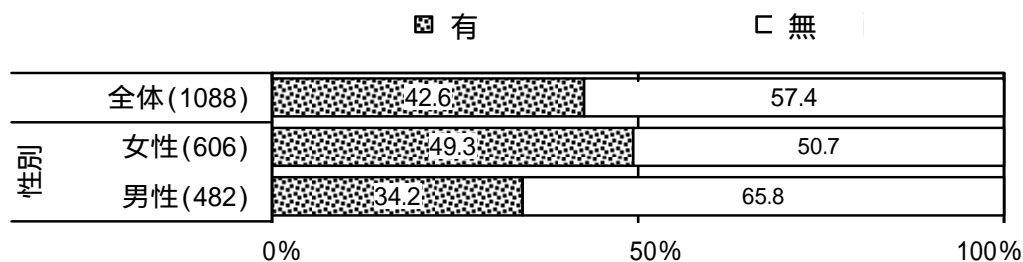
DV被害の状況

【DV被害を受けた経験の有無・内容】

問 あなたは、これまでに、配偶者やパートナー、恋人から次のような行為を受けたことはありますか。

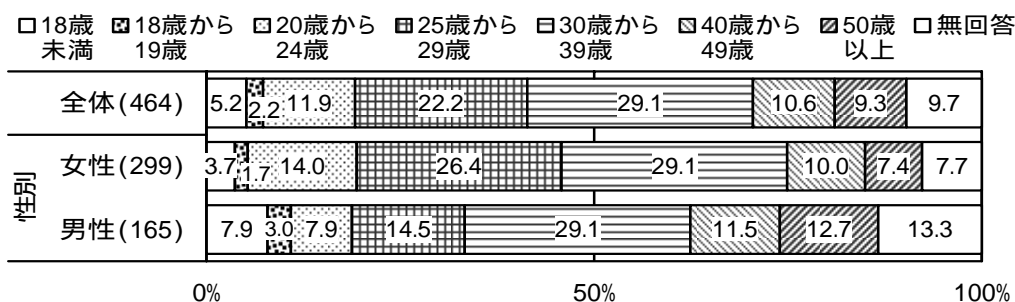


【1つ以上の暴力的行為を受けた経験の有無】



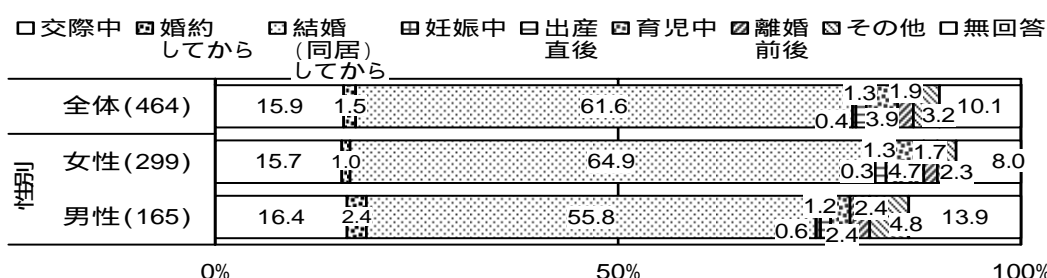
【初めてDV被害を受けた年齢（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

問 あなたが、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を最初に受けたのは何歳のときですか。



【初めてDV被害を受けた時期（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

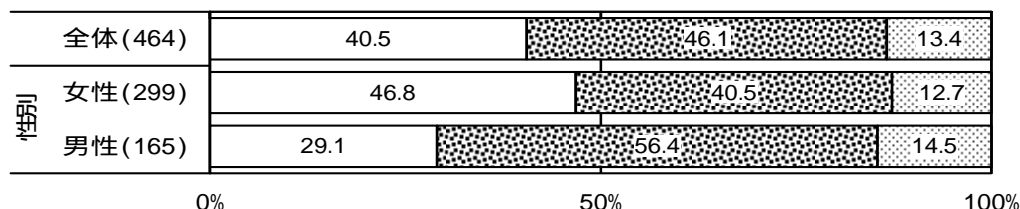
問 あなたが、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を最初に受けたのはいつですか。



【被害後の影響の有無（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

問 あなたは、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を受けて、あなた自身の生活や心に与えた影響はありましたか。

あった なかった 無回答



【被害後の影響の内容（被害後影響があった人のみ）】

問 影響があったと回答された方にお聞きします。あなた自身の生活や心に与えた影響は何ですか。（あてはまるもの全て）

		顔をうかがう	会話ができない	気を奮い立たす	無気力になる	原因は自分にある	安心できなく	かくそうと思う	人間不信になる	子どもへの態度	身体の治療で通院	心の不調で通院	職場に行きづらい	その他	無回答
全体(304)		41.0	33.5	31.9	20.2	19.7	16.0	16.0	10.6	9.0	9.6	7.4	3.2	16.5	2.1
性別	女性(140)	42.1	32.9	32.9	19.3	17.9	18.6	18.6	12.1	10.0	12.1	8.6	2.9	19.3	2.1
	男性(48)	37.5	35.4	29.2	22.9	25.0	8.3	8.3	6.3	6.3	2.1	4.2	4.2	8.3	2.1

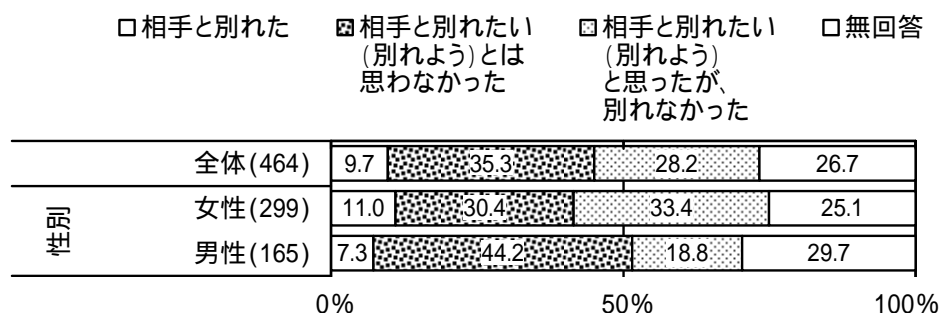
表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 「顔をうかがう」 おどおどして相手の顔をうかがうようになった
- 「会話ができない」 会話がでなくなかった
- 「気を奮い立たす」 自分がしっかりしなければ、などと気持ちを奮い立たせるようになった
- 「無気力になる」 無気力になり、何もする気がなくなかった
- 「原因は自分にある」 原因は全て自分にあると考えるようになった
- 「安心できなく」 また暴力を振るわれると思うと安心して生活することができなくなかった
- 「かくそうと思う」 はずかしくてかくそうと思った
- 「人間不信になる」 周囲の人間を信じられなくなり、人間不信になってしまった
- 「子どもへの態度」 子どもへの態度や接し方が以前と変わってしまった
- 「身体の治療で通院」 ケガや骨折など身体の治療のため、病院に通った
- 「心の不調で通院」 うつ病など心の不調をきたして、病院に通った
- 「職場に行きづらい」 職場に行きづらくなったり、休みがちになった

【被害後の別離意思（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

問 あなたは、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を受けて、どうしましたか。



【被害後に別離しなかった理由（「相手と別れたいと思ったが、別れなかった」人のみ）】

問 暴力的行為を受けた後、「相手と別れたいと思ったが別れなかった」と回答された方にお聞きします。相手と別れなかった最も大きな理由は何ですか。

		子どもによくはない	経済的に不安	世間体を気にする	相手に自分が必要	繰り返されない	相手が別れに反対	相手の反応が怖い	周囲が別れに反対	その他	分からない	無回答
全体(131)		48.1	33.6	21.4	13.7	13.7	11.5	6.9	6.1	11.5	4.6	0.8
性別	女性(100)	48.0	41.0	19.0	13.0	13.0	13.0	7.0	8.0	11.0	5.0	1.0
	男性(31)	48.4	9.7	29.0	16.1	16.1	6.5	6.5	0.0	12.9	3.2	0.0

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 「子どもによくはない」 別れることは子どもにとってよくないから
- 「経済的に不安」 経済的に不安があったから
- 「世間体を気にする」 世間体を気にしたから
- 「相手に自分が必要」 相手には自分が必要だと思ったから
- 「繰り返されない」 これ以上繰り返されないと考えたから
- 「相手が別れに反対」 相手が別れることに同意しなかったから
- 「相手の反応が怖い」 相手の反応が怖かったから
- 「周囲が別れに反対」 周囲の人から、別れることを反対されたから

【被害後の相談行動の有無（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

問 あなたは、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を受けて、誰かに相談しましたか。（あてはまるもの全て）

		友人や知人	家族や親戚	警察	県DV相談支援C	県参画C	市参画C	他の公的機関	医療関係者	学校関係者	民生・児童委員	人権擁護委員	その他	相談しなかった	無回答
全体(464)		15.7	11.9	0.6	0.0	0.4	0.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.2	0.4	59.1	16.4
性別	女性(299)	20.1	15.1	0.7	0.0	0.7	1.0	0.7	0.3	0.7	0.0	0.3	0.7	53.2	15.7
	男性(165)	7.9	6.1	0.6	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	69.7	17.6

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 「県DV相談支援C」 三重県配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）
 - 「県参画C」 三重県男女共同参画センター
 - 「市参画C」 四日市市男女共同参画センター
 - 「他の公的機関」 その他の公的な機関（具体的に ）
 - 「医療関係者」 医療関係者（医師・看護師など）
 - 「学校関係者」 学校関係者（教員・養護教員・スクールカウンセラーなど）
 - 「相談しなかった」 どこ（だれ）にも相談しなかった
- （上記にないものは原文どおり）

【被害後に相談しなかった理由

（暴力的行為を受けた経験のある人で、「どこにも相談しなかった」人のみ）

問 「誰にも相談しなかった」と回答された方にお聞きします。どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまるもの全て）

		相談するほどではない	自分も悪いところがある	自分さえがまんすれば	相談してもむだ	恥ずかしくて	相手の行為は愛情の表現	世間体が悪い	どこに相談すべきか不明	他人を巻き込みたくない	思い出したくない	相談により不快な思い	知られると支障	仕返しを受ける	誰にも言うなどおどされ	その他	分らない	無回答
全体(274)		56.6	42.7	23.0	20.4	14.2	9.5	9.1	7.7	6.9	4.0	3.3	3.3	2.6	0.0	10.2	1.1	0.0
性別	女性(159)	54.7	41.5	25.8	20.1	15.7	5.7	7.5	6.3	8.2	5.0	4.4	3.8	3.1	0.0	10.7	0.6	0.0
	男性(115)	59.1	44.3	19.1	20.9	12.2	14.8	11.3	9.6	5.2	2.6	1.7	2.6	1.7	0.0	9.6	1.7	0.0

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

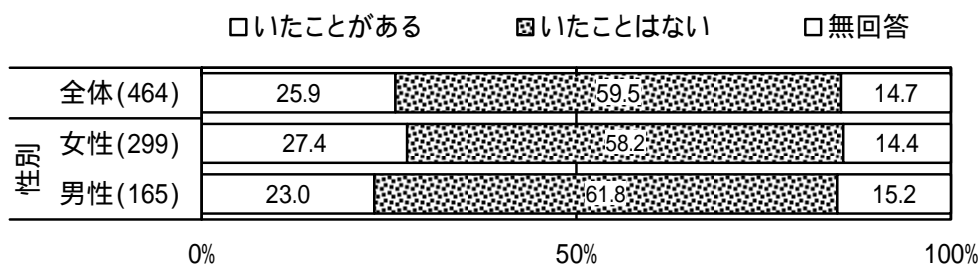
【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 「相談するほどではない」 相談するほどのことではないと思ったから
- 「自分も悪いところがある」 自分も悪いところがあると思ったから
- 「自分さえがまんすれば」 自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
- 「相談してもむだ」 相談してもむだだと思ったから
- 「恥ずかしくて」 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 「相手の行為は愛情の表現」 相手の行為は愛情の表現だと思ったから
- 「世間体が悪い」 世間体が悪いから

「どこに相談すべきか不明」 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
 「他人を巻き込みたくない」 他人を巻き込みたくなかったから
 「思い出したくない」 そのことについて思い出したくなかったから
 「相談により不快な思い」 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
 「知られると支障」 他人に知られると、これまで通りのつき合い（仕事や学校などの人間関係）ができなくなると思ったから
 「仕返しを受ける」 相談したことが分かったと、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
 「誰にも言うなとおどされ」 加害者に「誰にも言うな」とおどされたから

【被害時の子どもの有無（暴力的行為を受けた経験のある人のみ）】

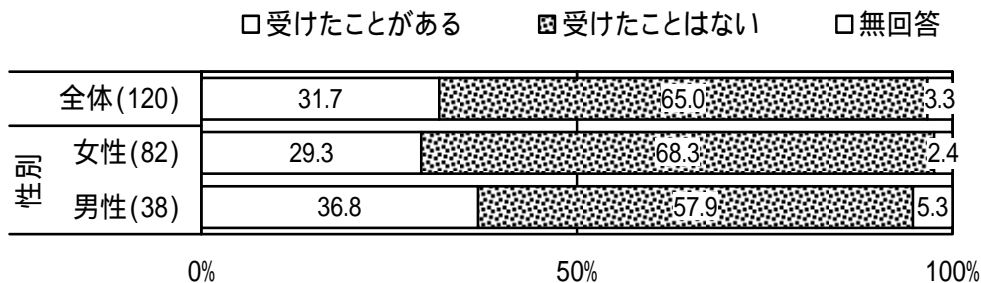
問 あなたが、配偶者やパートナー、恋人から暴力的行為を受けた時、18歳未満の子どもが、その場にいたことはありますか。



【子どもの被害の有無

(暴力的行為を受けた経験のある人で、18歳未満の子どもがその場にいた人のみ)

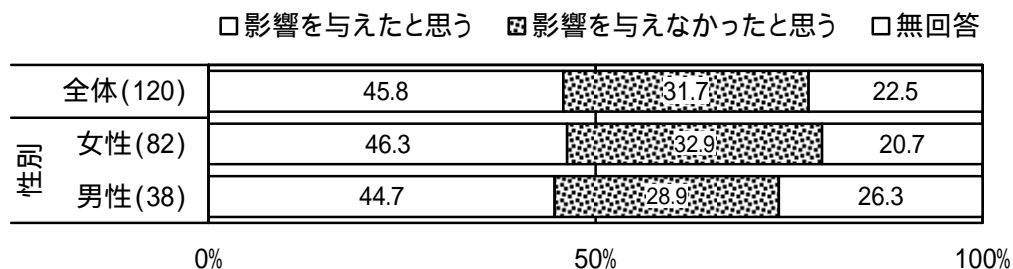
問 暴力的行為を受けた時、その場に子どもがいたことがあると回答された方にお聞きします。その時、あなたと同じような行為を子どもが受けたことはありますか。



【子どもへの影響の有無

(暴力的行為を受けた経験のある人で、18歳未満の子どもがその場にいた人のみ)

問 暴力的行為を受けた時、その場に子どもがいたことがあると回答された方にお聞きします。その場にいたことで、子ども自身に影響を与えたと思いますか。



【子どもへの影響の内容

(暴力的行為を受けた場に18歳未満の子どもがいた人で、子ども自身に影響を与えたと思う人のみ)

問 暴力的行為を受けた時、その場にいた子どもに影響を与えたと思うと回答された方にお聞きします。影響を与えた具体的な内容は何ですか。(あてはまるもの全て)

		顔色をうかがう	暴力を振るう親を怖がる	暴力を振るう親を憎む	暴力を受ける親を憎む	落ち着きがない	おもらし、チック	一人でぼつんとしている	友だちをいじめ、暴力	友だちからいじめ	無気力・無感動になった	不登校になった	ケガをした	奇妙な行動	身体的症状がみられる	生活習慣の乱れ	その他	無回答
全体(55)		70.9	16.4	5.5	1.8	9.1	7.3	5.5	5.5	3.6	3.6	3.6	1.8	1.8	1.8	1.8	16.4	5.5
性別	女性(38)	63.2	18.4	7.9	2.6	7.9	7.9	5.3	7.9	2.6	5.3	5.3	2.6	2.6	2.6	2.6	21.1	7.9
	男性(17)	88.2	11.8	0.0	0.0	11.8	5.9	5.9	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0

表を左右に比較して、値が特に高いものについてアミカケをしている。

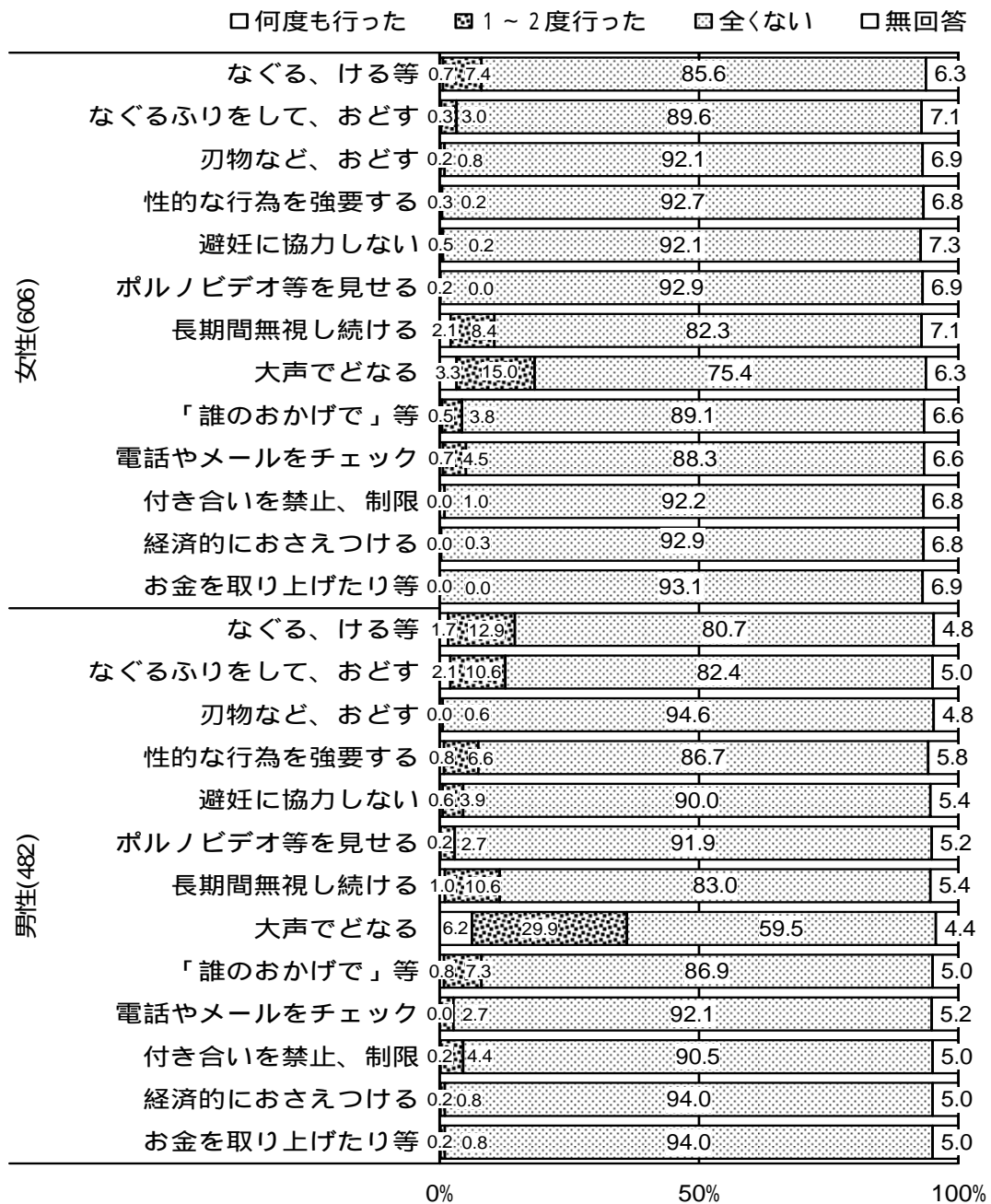
【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 「顔色をうかがう」 親(大人)の顔色をうかがうようになった
- 「暴力を振るう親を怖がる」 暴力をふるう親をこわがるようになった
- 「暴力を振るう親を憎む」 暴力を振るい続ける親を憎むようになった
- 「暴力を受ける親を憎む」 暴力を振るわれ続ける親を憎むようになった
- 「落ち着きがない」 イライラして落ち着きがなくなった
- 「おもらし、チック」 おもらし、チック(まばたき・舌つづみ・うなずき・拍手などを繰り返すこと)などが多く見られるようになった
- 「一人でぼつんとしている」 一人でぼつんとしていることが多くなった
- 「友だちをいじめ、暴力」 友だちをいじめたり、暴力をふるうようになった
- 「友だちからいじめ」 友だちからいじめられるようになった
- 「奇妙な行動」 壁に頭をぶつけるなどの奇妙な行動をするようになった
- 「身体的症状がみられる」 身体的症状(発育不良など)がみられる
- 「生活習慣の乱れ」 生活習慣の乱れ(酒・たばこ)などがみられるようになった

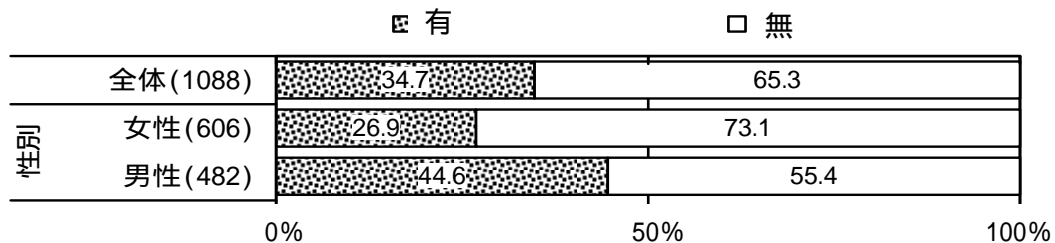
DV加害の状況

【加害行為を行った経験の有無・内容】

問 あなたは、次のようなことを配偶者やパートナー、恋人に対して実際に行ったことがありますか。

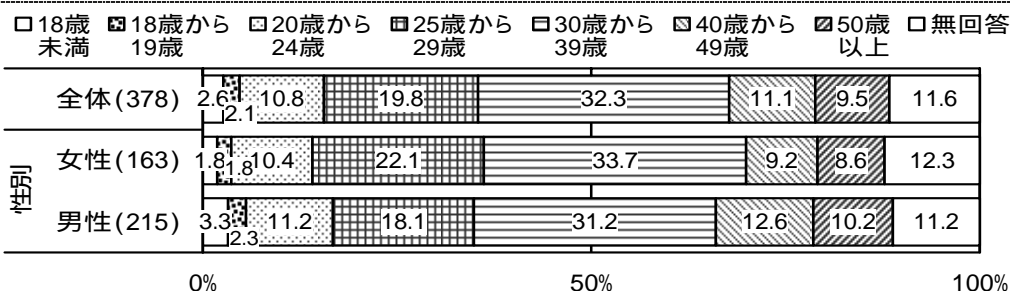


【1つ以上の暴力的行為を行った経験の有無】



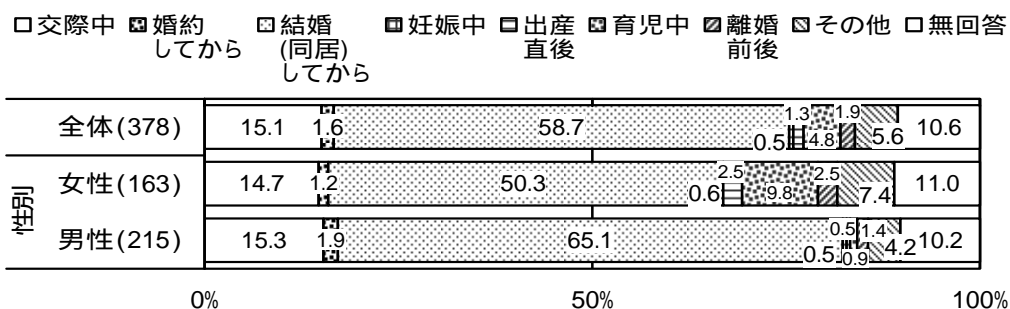
【初めてDV加害を行った年齢（暴力的行為を行った経験のある人のみ）】

問 あなたが、配偶者やパートナー、恋人に対して暴力的行為を最初に行ったのは何歳のときですか。

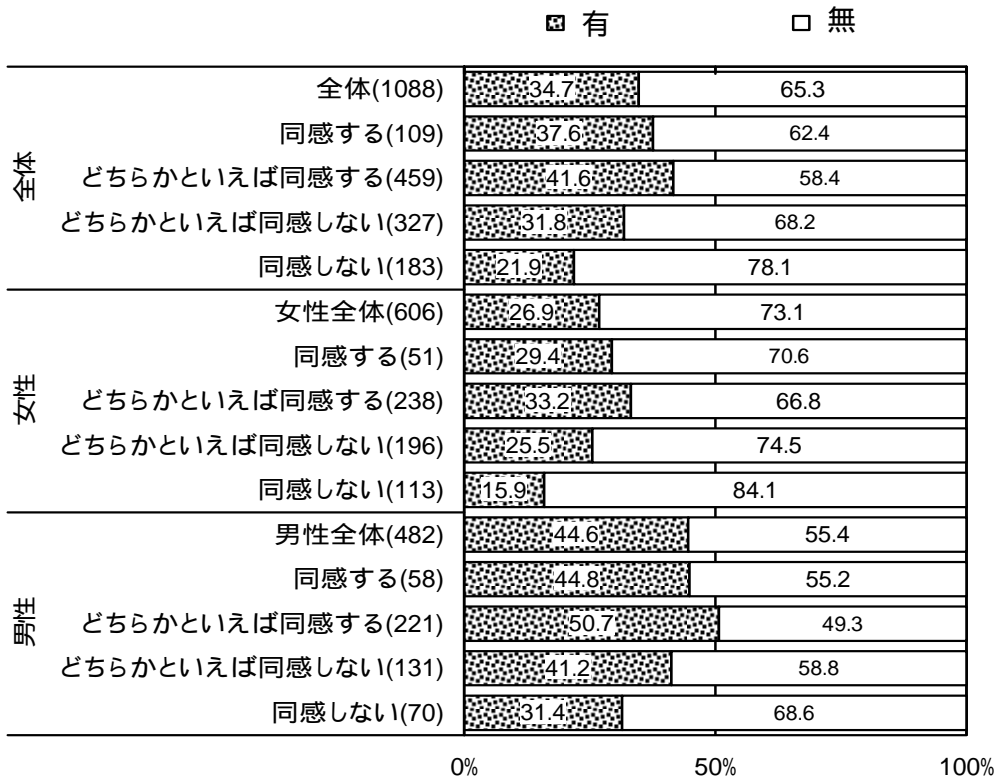


【初めてDV加害を行った時期（暴力的行為を行った経験のある人のみ）】

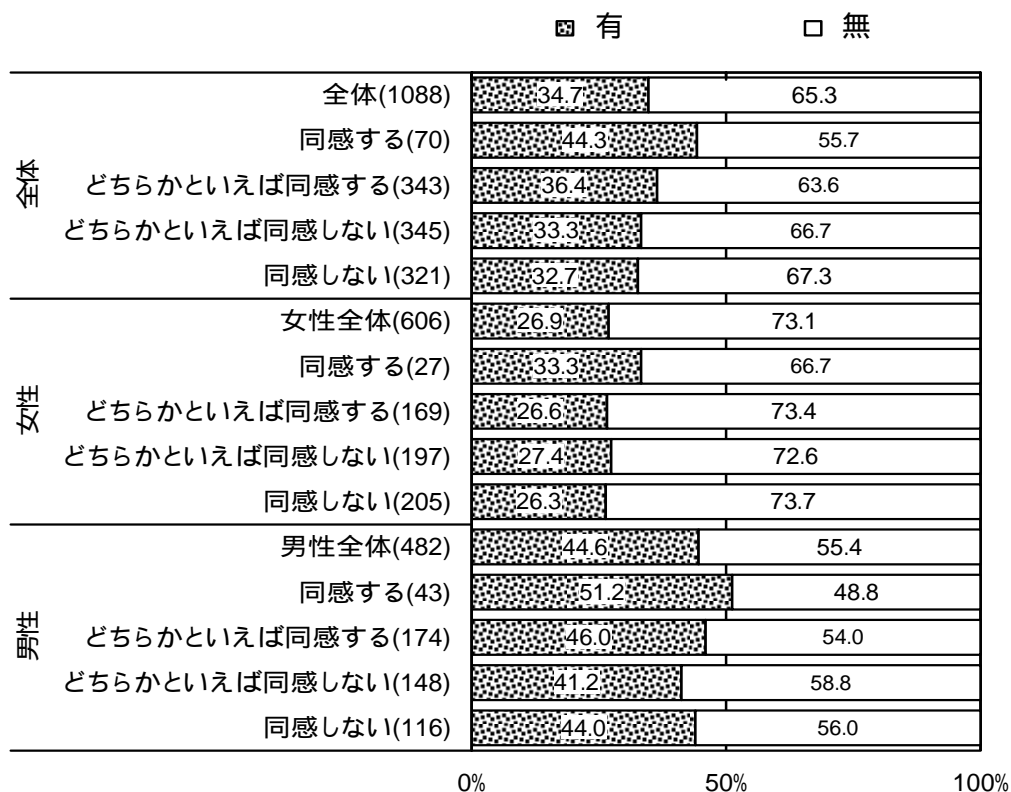
問 あなたが、配偶者やパートナー、恋人に対して暴力的行為を最初に行ったのはいつですか。



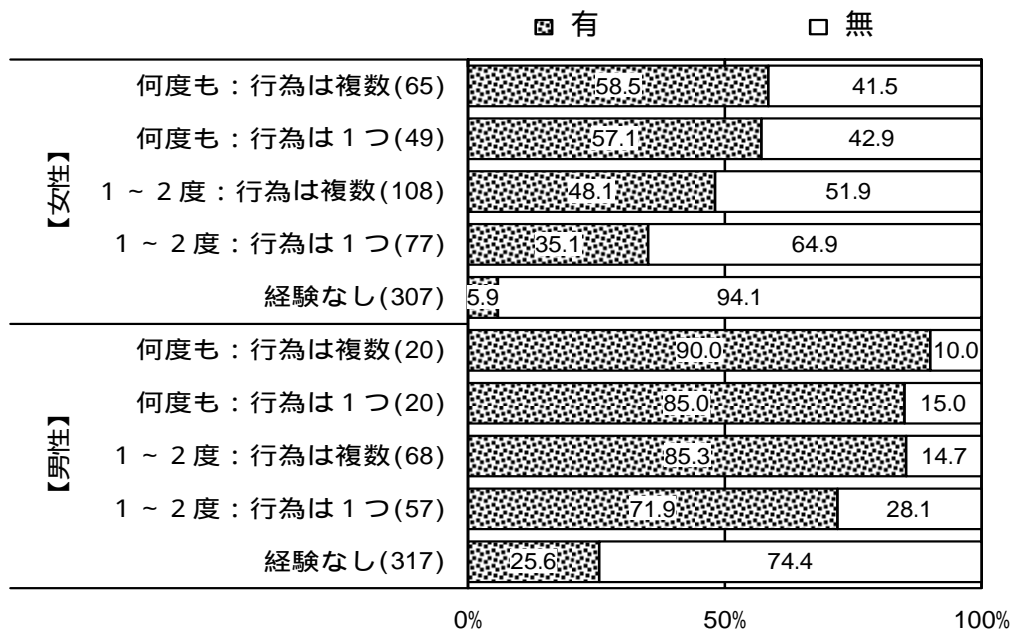
【子育てと「たたくこと」への考え方でみた、1つ以上の暴力的行為を行った経験の有無】



【「男は仕事、女は家庭」への考え方でみた、1つ以上の暴力的行為を行った経験の有無】



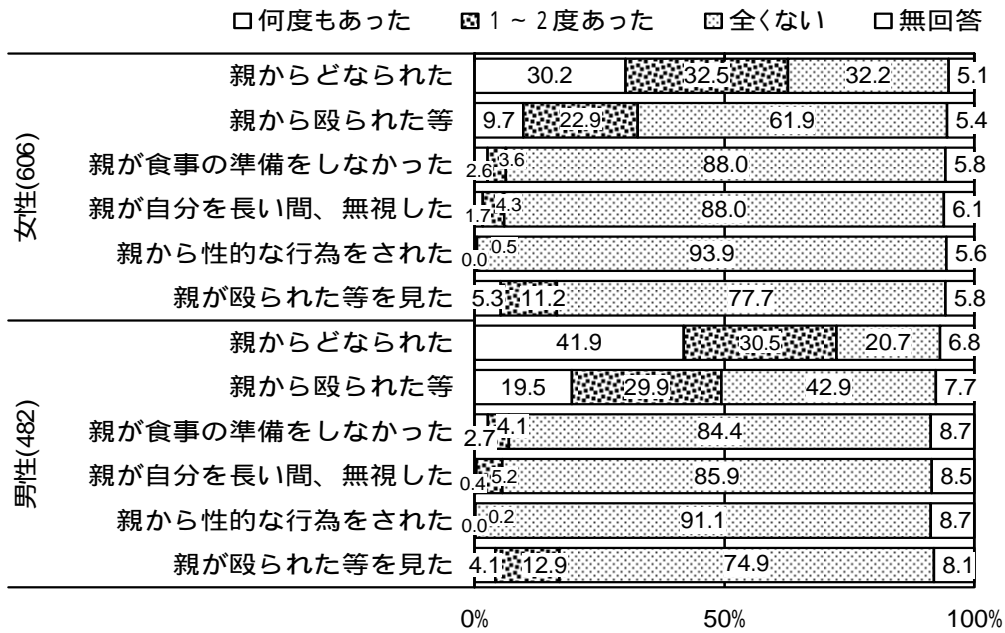
【DV被害を受けた経験の程度でみた、1つ以上の暴力的行為を行った経験の有無】



子供の頃の経験

【子どもの頃に受けた経験】

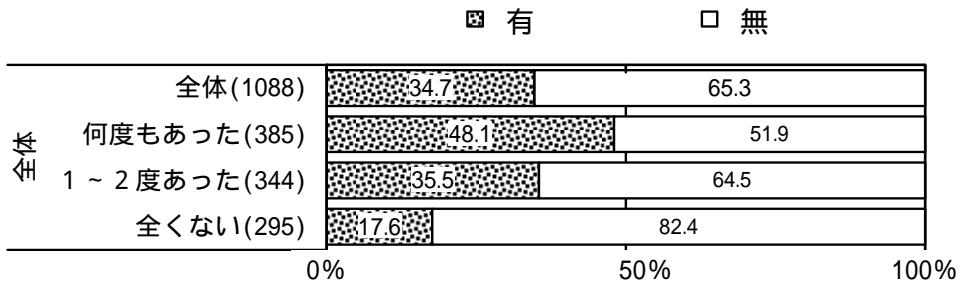
問 子どもの頃を振り返って、次のような経験はありましたか。



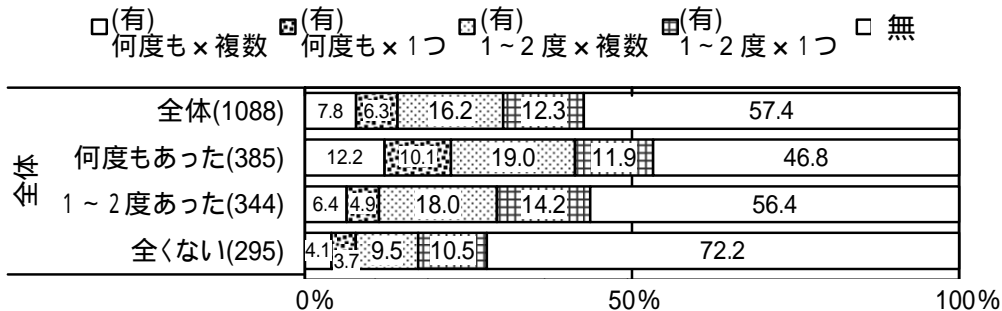
【調査票で用いた設問・選択肢の文】

- 親からどなられた
- 親から殴られたり、蹴られたりした
- 親が食事の準備などをしてくれなかった
- 親が自分を長い間、無視した
- 親から性的な行為をされた
- 親が配偶者やパートナーから殴られたり、蹴られたりしたのを見た

【子どもの頃に、親から怒鳴られた経験の頻度でみた、DV加害を行った経験の有無】

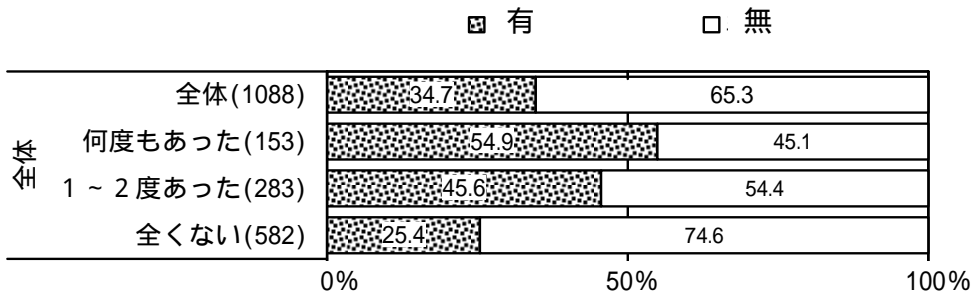


【子どもの頃に、親から怒鳴られた経験の頻度でみた、DV被害を受けた経験の有無とその頻度】



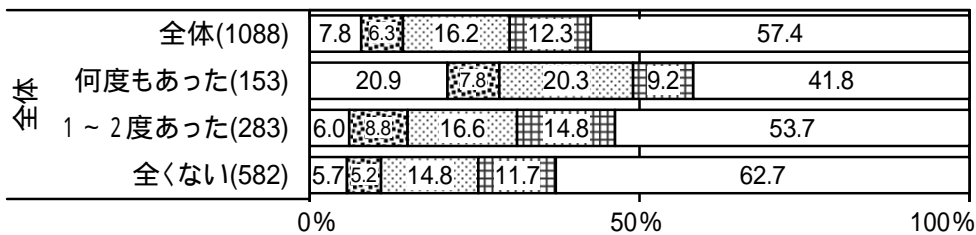
【子どもの頃に、親から殴られたり蹴られたりした経験の頻度でみた、

DV加害を行った経験の有無】



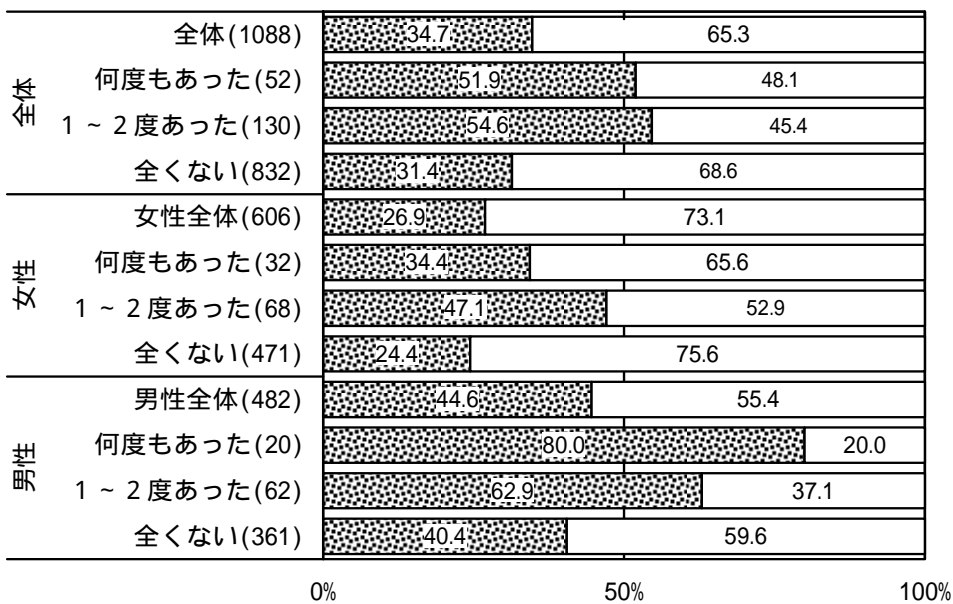
【子どもの頃に、親から殴られたり蹴られたりした経験の頻度でみた、DV被害経験の有無と頻度】

□(有) 何度も×複数 ■(有) 何度も×1つ □(有) 1～2度×複数 ■(有) 1～2度×1つ □ 無



【子どもの頃に、親の身体的DVを見た経験の頻度でみた、DV加害を行った経験の有無】

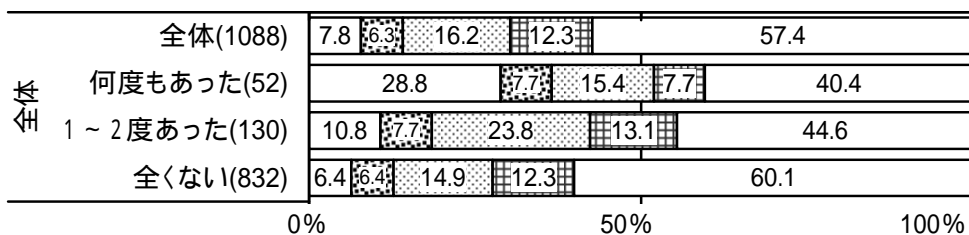
■ 有 □ 無



【子どもの頃に、親が身体的DVを受けているのを見た経験の頻度でみた、

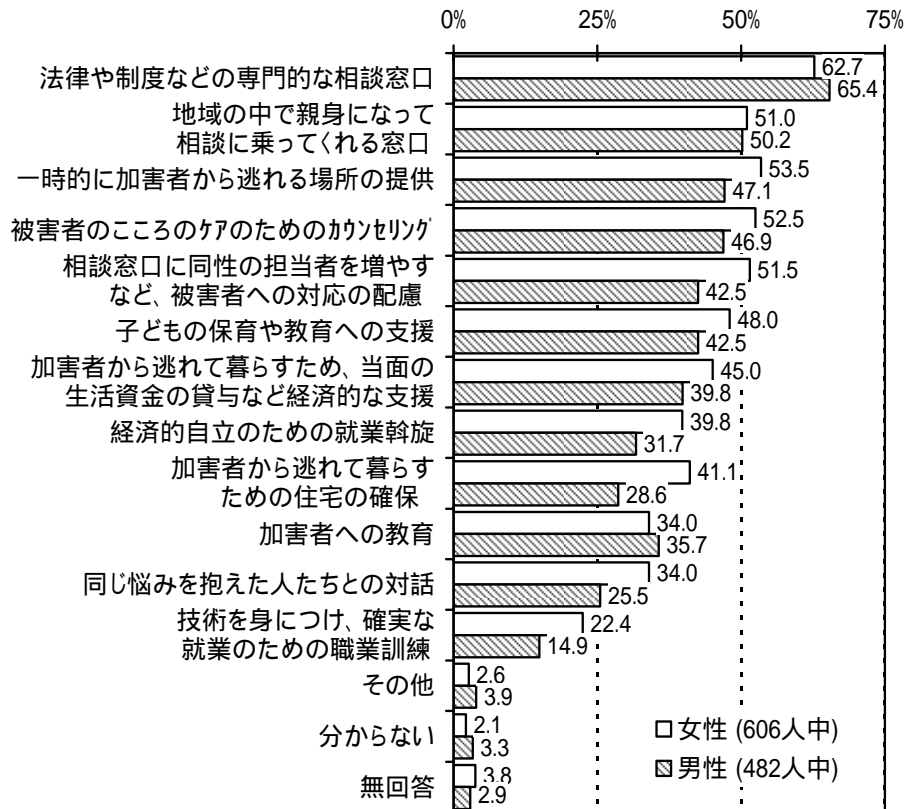
DV被害を受けた経験の有無】

□(有) 何ども×複数 ■(有) 何ども×1つ □(有) 1～2度×複数 ■(有) 1～2度×1つ □ 無



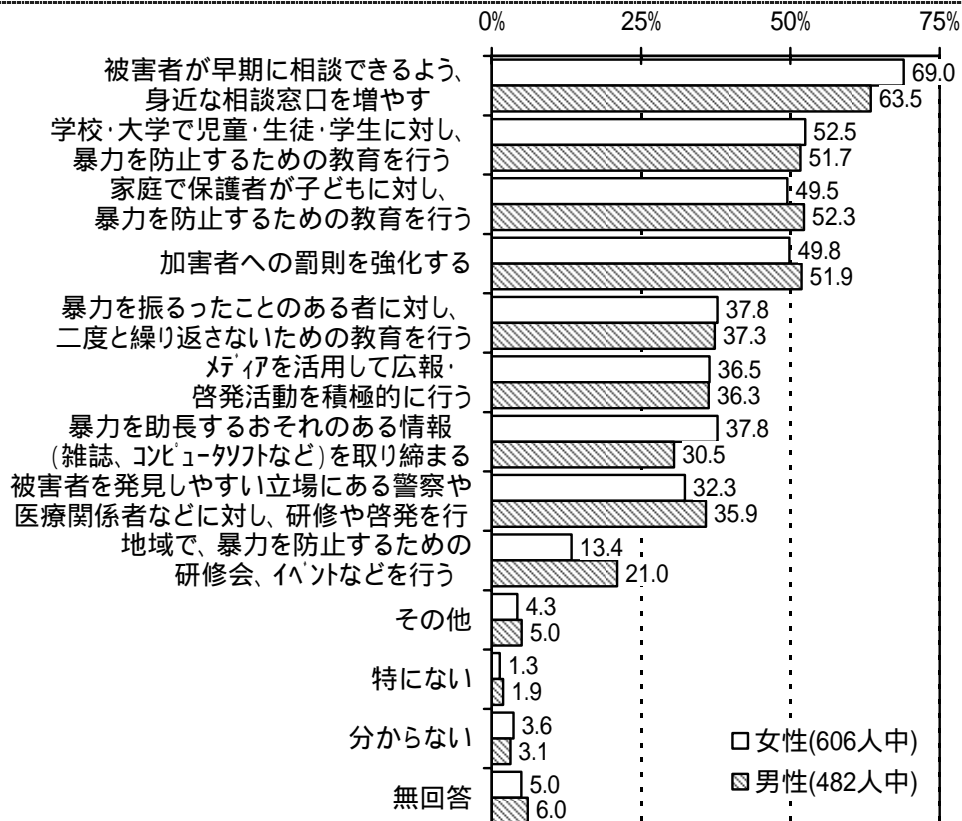
DV被害者への必要な支援

問 配偶者やパートナー、恋人から暴力を受けた被害者を援助するには、どのような支援が必要だと思いますか。(あてはまるもの全て)



DV防止のために必要なこと

問 配偶者やパートナー、恋人からの暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと考えますか。(あてはまるもの全て)



資料

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号) 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。

- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
 - 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
 - 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の

効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

四日市市配偶者等からの暴力（DV）防止基本計画

平成 25 年 3 月 四日市市
担当 四日市市 市民文化部 男女共同参画課
〒510-0093 四日市市本町 9 番 8 号
電話 059-354-8331 FAX 059-354-8339